

目 次

1. 計画の目的と位置づけ	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 計画の位置づけ	1
1.3. 計画期間	2
1.4. 計画の構成	2
2. 現況調査	3
2.1. 当麻町の自然環境	3
2.2. 当麻町の世界環境	5
3. 整備方針に基づいたまちづくりの検証	11
3.1. 上位・関連計画の整理	11
3.2. 町全体のまちづくりの取組	15
3.3. 市街地区のまちづくりの取組	18
4. 社会ニーズの整理	20
4.1. 人口減少、少子高齢化への対応	20
4.2. 生活環境への対応	23
4.3. 地域資源の活用	24
5. 町民アンケート	26
5.1. 調査概要	26
5.2. 調査結果	26
6. 課題・可能性の整理	30
6.1. 土地利用の課題	30
6.2. 道路・交通の課題	31
6.3. 公園・その他社会基盤の課題	31
6.4. まちづくりの体制等の課題	32
7. 持続可能なまちづくりの理念・目標	33
7.1. 理念	33
7.2. 基本目標・基本方針、将来の地域構造	34

8. 分野別の土地利用・住環境の整備・維持・活用方針	36
8.1. 土地利用	36
8.2. 道路・交通	40
8.3. 公園・その他社会基盤	42
8.4. まちづくり方針図（全町）	45
8.5. まちづくり方針図（市街地区）	46
9. 重点プロジェクト	47
9.1. （仮称）ふれあい・観光交流拠点整備プロジェクト	47
9.2. 駅前・中心市街地の魅力・にぎわい向上プロジェクト	49
9.3. 【道の駅周辺】まちのエントランスの魅力・求心力向上プロジェクト	50
10. 実現に向けた課題・方策の検討	51
10.1. 庁内横断的な検討体制	51
10.2. 事業化に向けた個別計画の検討	51
10.3. 町民意見の反映とまちづくりへの参加	52
10.4. 計画の検証・見直し	52

1. 計画の目的と位置づけ

1.1. 計画策定の背景と目的

当麻町では、平成6年度において「当麻町土地利用・住環境整備方針」を策定し、市街地づくりや拠点づくりの指針として活用を図ってきました。

しかし、策定から20年を経過し、当初の将来人口と現在人口の推移が乖離していること、位置づけた拠点機能施設の整備が一段落していること、社会経済情勢の変化により、「整備から維持活用」「各分野・各主体の横断的な取り組み」などの様に、まちづくりに対する考え方が大きく変化していることから、新たな視点に基づいたまちづくりの指針が必要です。

本計画は、これまでの当麻町のまちづくりの指針として活用してきた「当麻町土地利用・住環境整備方針」の検証をするとともに、昨今の社会経済情勢の変化を踏まえて新たに「持続可能なまちづくり計画」として計画を策定します。

また、本計画は今後導入が必要な生活・交流を支える機能のあり方や維持・充実の方向について、公共施設等総合管理計画と整合を図りつつ、当麻町総合計画を補完するものです。

1.2. 計画の位置づけ

本計画は、平成6年度策定の「当麻町土地利用・住環境整備方針」を引き継ぎ、また、第5次当麻町総合計画の土地利用・住環境や社会基盤整備等の分野を担うものであり、他の分野の関連計画と整合・連携を図るものとします。特に、同時期に策定される「公共施設等総合管理計画」および「当麻町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口減少社会への対応という観点から、本計画との連携を密に行うなから進めるものとします。

具体事業の推進にあたっては、この計画に基づき、各種個別計画や事業を推進するための指針となるものです。

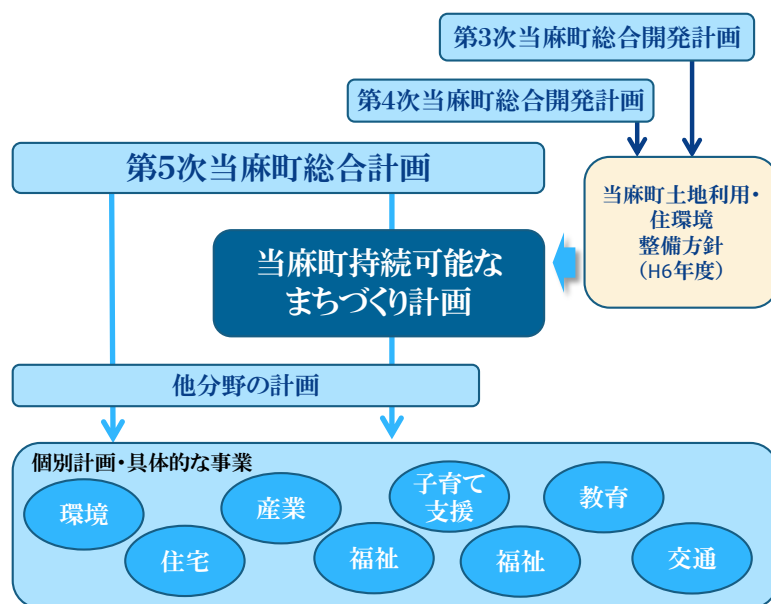


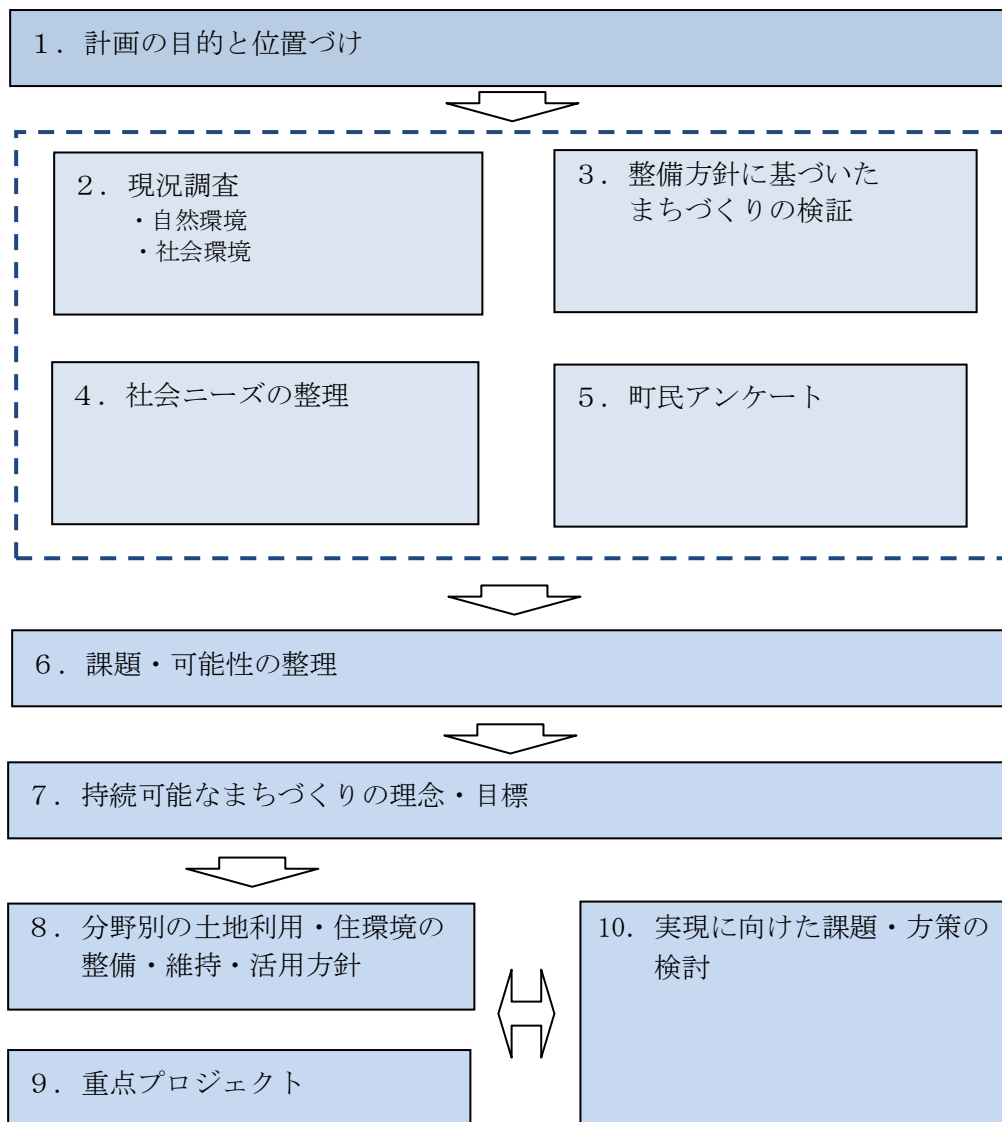
図 本計画の位置づけ

1.3. 計画期間

計画期間は、概ね20年後の、平成47年（2035年）とします。

1.4. 計画の構成

当麻町持続可能なまちづくり計画の構成は、以下のとおりです。



2. 現況調査

2.1. 当麻町の自然環境

(1) 位置・気象

- ・当麻町は、上川総合振興局管内のほぼ中央に位置しています。
- ・内陸型の気候で、平均気温は最高でも 30℃を下回り最低は-10℃を下回っています。



図 当麻町の位置

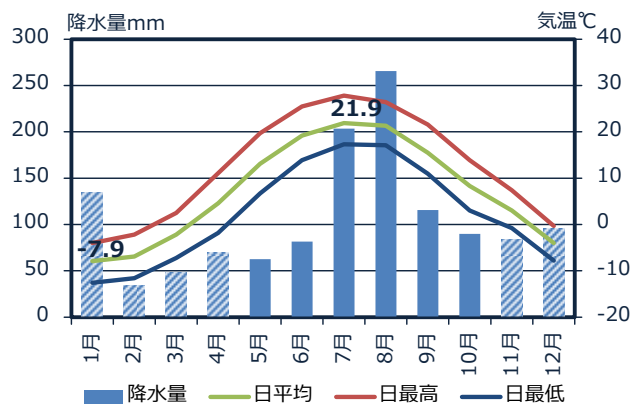


図 当麻町の気象

(2) 地形・水象

- ・町の南東部は安足山、月見山、東山、上米飯山などの山地が連なっています。
- ・河川は南東部の山林に源を発し、牛朱別川、当麻川が町の中央部～北西部の平地を流れています。

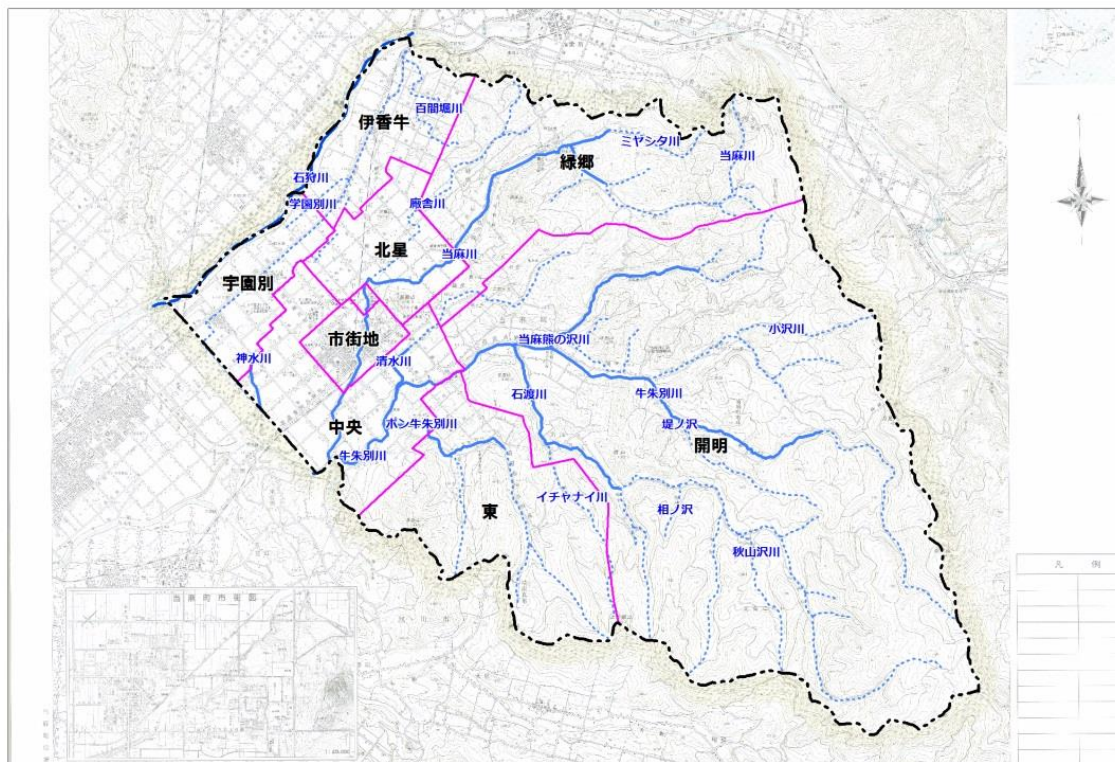


図 当麻町の河川

(3) 土地利用

- ・ 行政区の北西部を田をはじめとする農地が、東部・南部のほとんどを山林が占めています。地目別面積でみると、田は約2割、山林は約6割を占めています。
- ・ 市街地は田などの農地に囲まれるように広がっています。

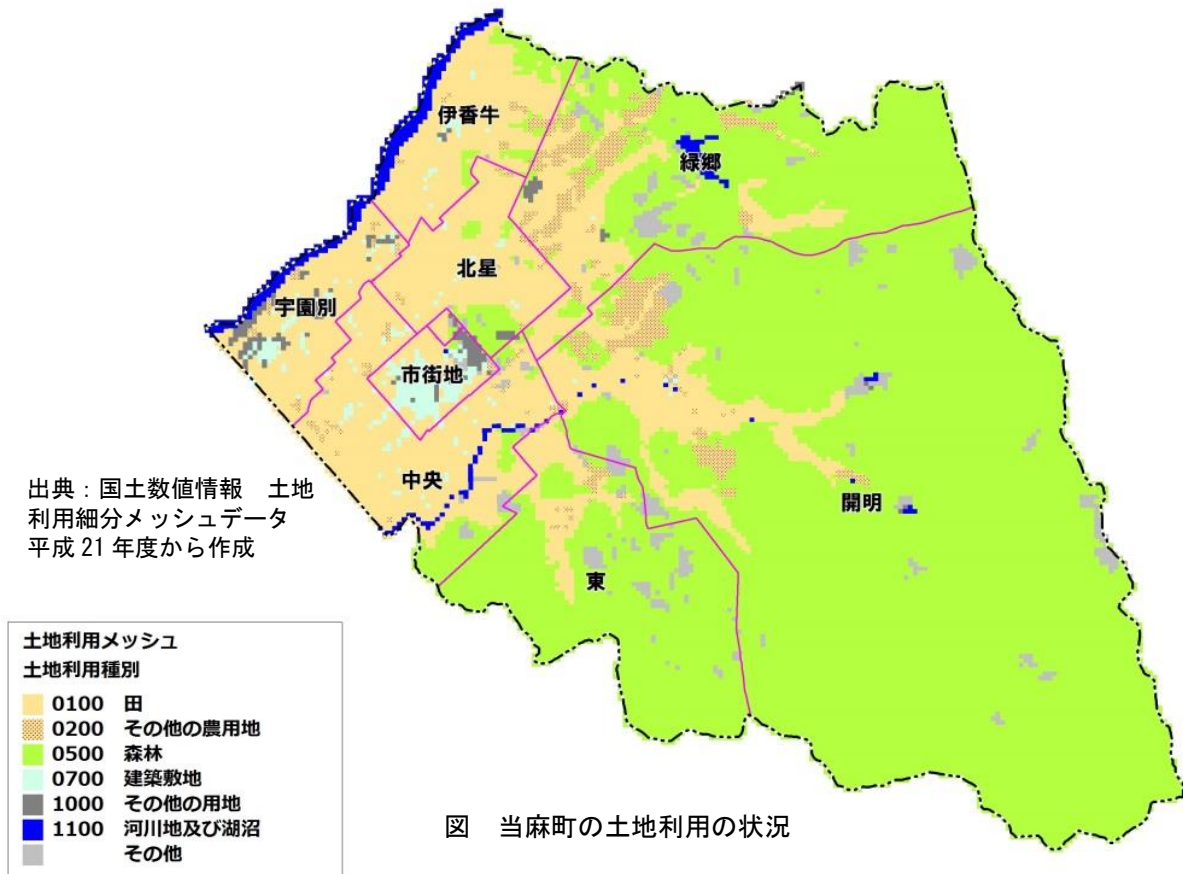


表 当麻町の地目別面積

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積	204.95	42.54	6.36	4.01	122.39	4.28	1.92	23.46
構成比	100.0	20.8	3.1	2.0	59.6	2.1	0.9	11.5

2.2. 当麻町の社会環境

(1) 人口の現状及び将来推計

- ・当麻町の人口は減少傾向にあり、平成 22 年は 7,087 人、20 年前（平成 2 年：8,383 人）の 85% 程度となっています。「当麻町人口ビジョン」における将来人口の見通しでは、平成 47 年には 5,158 人まで減少すると推計されています。
- ・年齢区分別人口割合をみると高齢化が進んでおり、平成 22 年の 65 歳以上の老年人口の割合は 35% 程度であり、平成 47 年には 40% 強まで上昇すると推計されています。

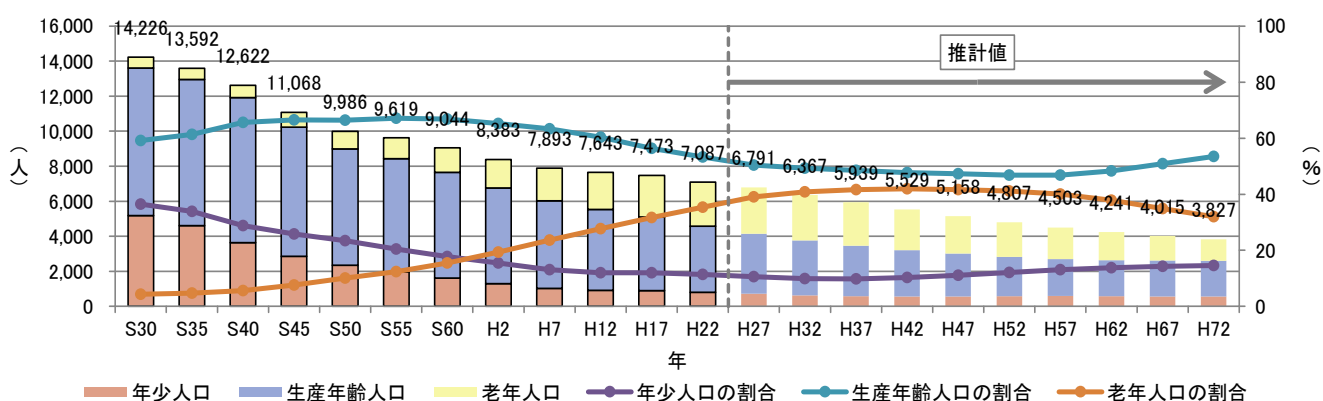


図 年齢別（3区分）人口・割合の推移

(参考)

- ・人口減少抑制のため、「まち・ひと・しごと創生法」により平成 27 年度に策定した「当麻町人口ビジョン」においては、人口の社会減や自然減を極力抑える各種施策を講じることで、20 年後の平成 47 年（2035 年）の人口を 4,678 人から 5,158 人に引き上げることとしています。

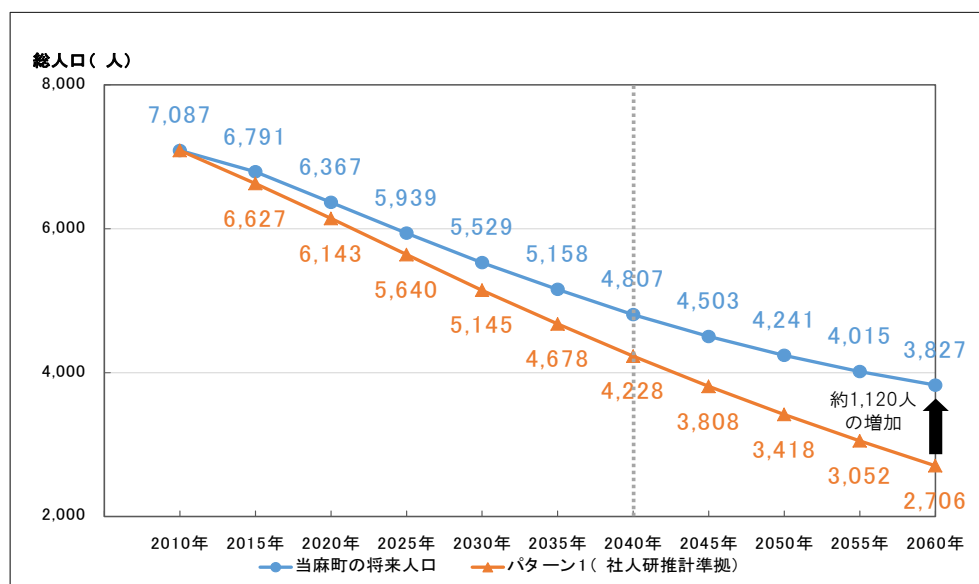


図 町の将来人口の見通し

(2) 世帯数の状況

- ・当麻町の世帯数は平成 22 年に 2,737 世帯で、平成 17 年をピークにわずかに減少しています。
- ・人口の推移と違い平成 17 年まで世帯数が増加していたのは、核家族化による世帯分離や高齢単身・夫婦世帯の増加、出生数の減少などによる世帯規模の縮小が背景にあると考えられます。

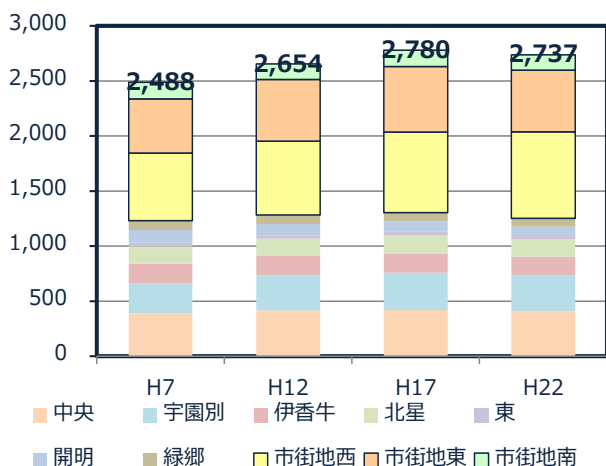


図 世帯数の状況

表 地区別世帯数の状況

	H7	H12	H17	H22
中央	388	416	420	407
宇園別	276	319	337	329
伊香牛	176	175	175	169
北星	158	158	164	157
東	33	32	34	30
開明	116	101	95	85
緑郷	84	82	79	75
市街地西	614	671	732	785
市街地東	493	560	595	561
市街地南	150	140	149	139
全体	2,488	2,654	2,780	2,737

(3) 産業の状況

①全町の動向

- ・当麻町の基幹産業は農業で、就業人口の29.9%を占めています。当麻町は北海道一の米どころとされ、トップクラスの良食味米「当麻米」を生産しています。また全国的に有名なブランドスイカ「でんすけすいか」の生産地です。
- ・第一次産業の人口の割合は30%前後で推移していますが、担い手は少しずつ減少しています。
- ・第二次産業の人口割合はここ15年の間に大きく減少しています。
- ・第三次産業の人口は、ここ15年では横ばい傾向です。

表 産業別人口の推移

	H7	H12	H17	H22
第一次産業	1,502	1,227	1,175	1,053
第二次産業	1,128	1,093	661	566
第三次産業	1,774	1,810	1,805	1,805
計	4,404	4,130	3,641	3,424

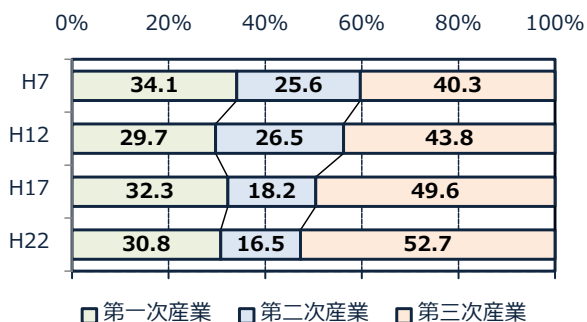


図 産業別人口割合の推移

表 産業区分別人口の推移

産業分類	H22	構成比
A 農業	1,024	29.9
林業	22	0.6
B 漁業	2	0.1
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	0.2
D 建設業	295	8.6
E 製造業	271	7.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.2
G 情報通信業	9	0.3
H 運輸業, 郵便業	170	5.0
I 卸売業, 小売業	443	12.9
J 金融業, 保険業	29	0.9
K 不動産業, 物品賃貸業	22	0.6
L 学術研究, 専門・技術サービス業	27	0.8
M 宿泊業, 飲食サービス業	128	3.7
N 生活関連サービス業, 娯楽業	113	3.3
O 教育, 学習支援業	101	3.0
P 医療, 福祉	346	10.1
Q 複合サービス事業	66	1.9
R サービス業 (他に分類されないもの)	199	5.8
S 公務 (他に分類されるものを除く)	136	4.0
T 分類不能の産業	11	0.3
計	3,424	100.0

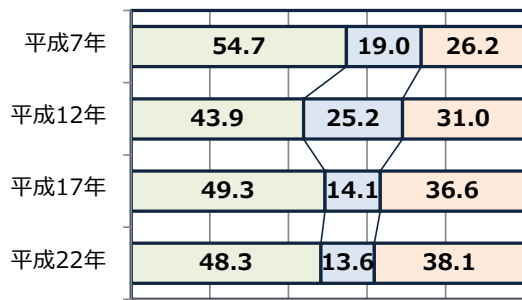
②地区別の動向

- ・地区別の産業人口をみると、平地に農村地帯が広がる中央、伊香牛、北星、宇園別は第1次産業人口の割合が50%前後と高くなっています。山間に農地が開けている緑郷、東、開明では1次産業人口の割合が60~70%以上とさらに高くなっています。
- ・市街では、第三次産業人口の割合が約70%と、高くなっています。

表 中央地区の産業別人口の推移

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成7年	440	153	211	804
平成12年	333	191	235	759
平成17年	332	95	246	673
平成22年	274	77	216	567

0% 20% 40% 60% 80% 100%



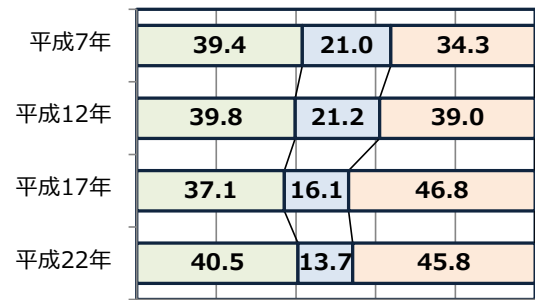
□ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業

図 中央地区の産業別人口割合の推移

表 宇園別地区の産業別人口の推移

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成7年	237	119	186	542
平成12年	214	114	210	538
平成17年	187	81	236	504
平成22年	178	60	201	439

0% 20% 40% 60% 80% 100%



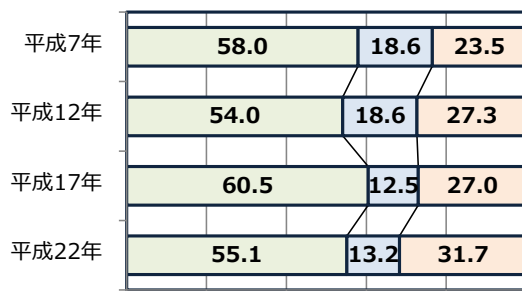
□ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業

図 宇園別地区の産業別人口割合の推移

表 伊香牛地区の産業別人口の推移

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成7年	200	64	81	345
平成12年	174	60	88	322
平成17年	159	33	71	263
平成22年	125	30	72	227

0% 20% 40% 60% 80% 100%



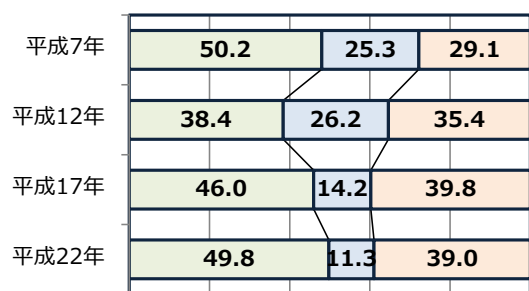
□ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業

図 伊香牛地区の産業別人口割合の推移

表 北星地区の産業別人口の推移

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成7年	155	83	90	328
平成12年	117	80	108	305
平成17年	120	37	104	261
平成22年	106	24	83	213

0% 20% 40% 60% 80% 100%

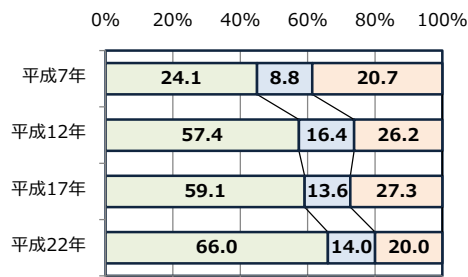


□ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業

図 北星地区の産業別人口割合の推移

表 東地区の産業別人口の推移

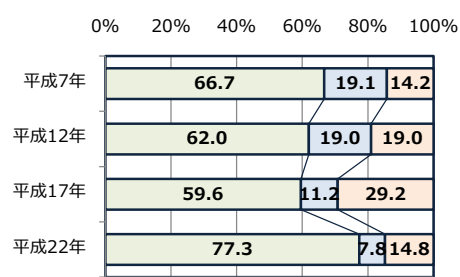
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成7年	55	14	18	87
平成12年	35	10	16	61
平成17年	26	6	12	44
平成22年	33	7	10	50



□ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業
図 東地区の産業別人口割合の推移

表 開明地区の産業別人口の推移

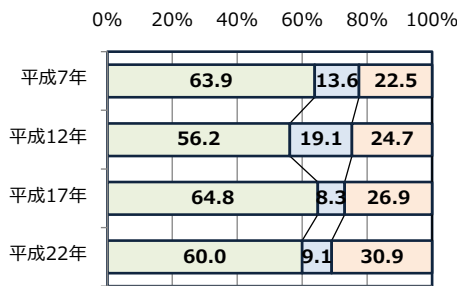
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成7年	150	43	32	225
平成12年	114	35	35	184
平成17年	96	18	47	161
平成22年	99	10	19	128



□ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業
図 開明地区の産業別人口割合の推移

表 緑郷地区の産業別人口の推移

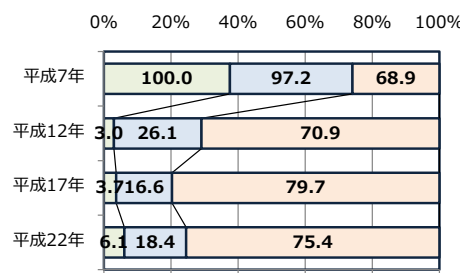
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成7年	122	26	43	191
平成12年	91	31	40	162
平成17年	94	12	39	145
平成22年	66	10	34	110



□ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業
図 緑郷地区の産業別人口割合の推移

表 市街地南地区の産業別人口の推移

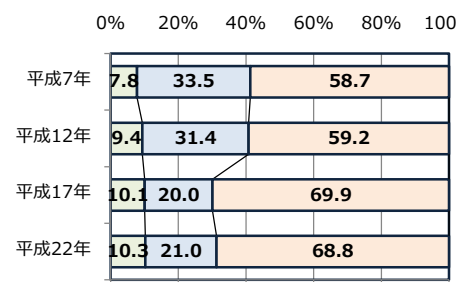
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成7年	2	69	157	228
平成12年	6	52	141	199
平成17年	7	31	149	187
平成22年	11	33	135	179



□ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業
図 市街地南地区の産業別人口割合の推移

表 市街地西地区の産業別人口の推移

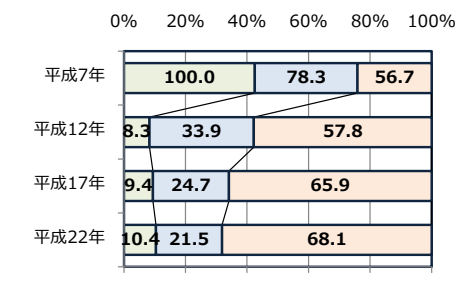
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成7年	71	305	535	911
平成12年	83	276	521	880
平成17年	90	179	625	894
平成22年	94	192	630	916



□ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業
図 市街地西地区の産業別人口割合の推移

表 市街地東地区の産業別人口の推移

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成7年	70	252	421	743
平成12年	60	244	416	720
平成17年	64	169	451	684
平成22年	62	128	405	595



□ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業
図 市街地東地区の産業別人口割合の推移

③公共施設

- 町における公共施設の延床面積は約7万㎡で、そのうち学校教育系施設（廃校を含む）が28.4%、公営住宅が26.2%を占めています。
- 大規模改修の目安となる「築30年」以上の施設は約42.3%あり、今後10年で70.4%までに上昇すると考えられます。

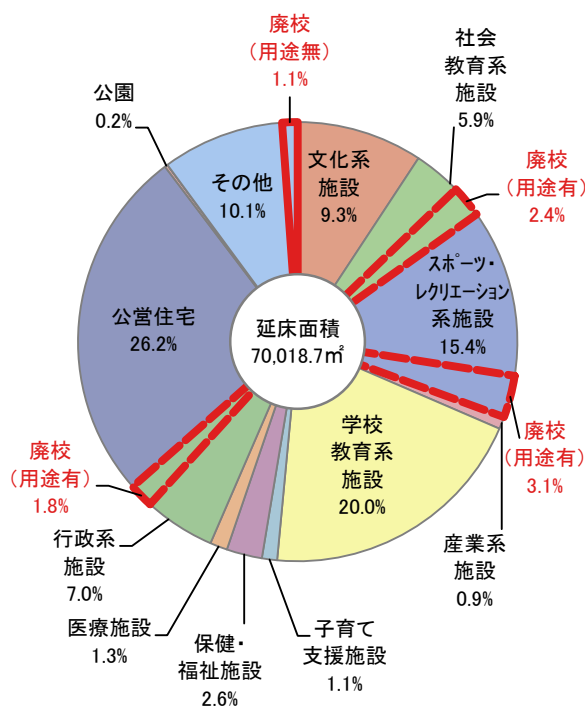


図 公共施設の延床面積の内訳

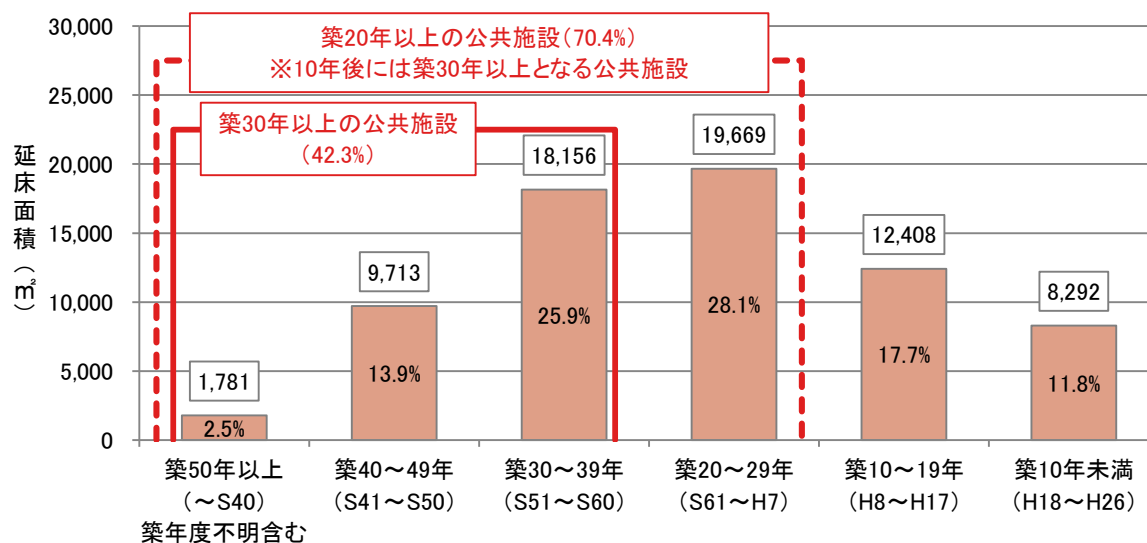


図 公共施設の年度別整備面積

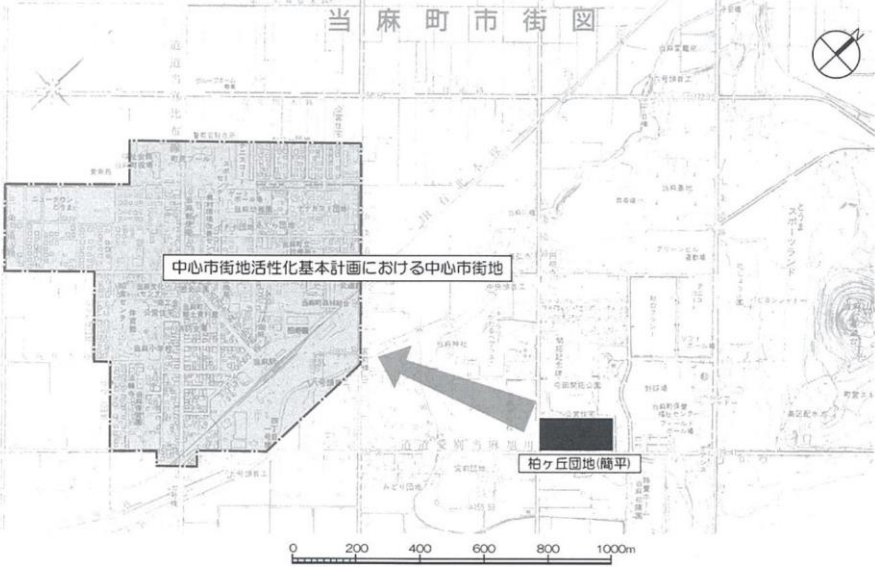
3. 整備方針に基づいたまちづくりの検証

3.1. 上位・関連計画の整理

(1) 第5次当麻町総合計画

目的・位置づけ	当麻町のまちづくりの総合的な計画として最も上位に位置付けられる計画であり、基本的な方向を総合的に示し、計画的な行政運営を進めていくうえで基本的な指針となるもので、国・北海道の関連との整合性を保ち、相互に調和を図った計画である。
計画期間	基本構想：平成 25 年度～平成 35 年度 10 年間 基本計画（前期）：平成 25 年度～平成 30 年度 5 年間 基本計画（後期）：平成 31 年度～平成 35 年度 5 年間
理念・目標	まちづくりのテーマ 元気・笑顔・しあわせの明日へ ～ みんなが主役のまち とうま ～ まちづくり計画の体系 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然が調和した安全・安心なまちづくり みんなで創る心かよう住みよいまちづくり 健やかにいきいきと笑顔で暮らせるまちづくり ともに育む心うるおうまちづくり 資源を生かし力強く活力あふれるまちづくり
方針・施策 （土地利用・住環境に関する部分）	人と自然が調和した安全・安心なまちづくり 【快適な生活環境の創出】 <ul style="list-style-type: none"> 1 土地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的・合理的な土地利用の推進 ・ 計画的な土地の整備 2 景観形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 花のまちづくりの推進／・フラワーガーデンの整備 ・ 周辺環境と調和した施設整備 3 住環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 融雪槽等の設置補助 ・ 定住を支える生活支援体制の構築 ・ 公営住宅の建替および維持管理 ・ 民間住宅の良質なストック形成 ・ 新エネルギーの活用促進／・町産材の活用促進 ・ 花と緑のまちづくり／・快適な住環境づくり 4 公園・広場 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の整備および維持管理 5 葬斎場・墓地 <ul style="list-style-type: none"> ・ 葬斎場・墓地環境の整備 6 道路交通網 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路環境の整備／・橋梁の整備 ・ 冬期除排雪体制の確保 7 情報通信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信の管理運用・有効活用の推進 8 環境保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止対策の推進／・廃棄物の 3R の推進 9 エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・ 新エネルギー導入の取り組み促進 ・ 省エネルギー対策の推進 10 水資源・上水道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心な水資源の確保／・安定した水の供給 11 下水道・浄化槽 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗化の推進／・合併処理浄化槽の設置促進 13 防災 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災体制の整備／・治山対策／・治水対策 14 河川環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級河川の整備／普通河川の維持管理

(2) 公営住宅等長寿命化計画

<p>目的・位置づけ</p>	<p>平成 21 年度に「当麻町公営住宅等長寿命化計画」策定後、社会経済情勢等の変革期の中で、平成 26 年度に本計画の中間年次を迎えることから、進捗状況の評価や公営住宅等管理戸数の設定、既存公営住宅等の建替、改善等活用手法の見直し等を行い、安全で快適な公営住宅等の長期的な維持管理を実現するために策定する。</p>
<p>計画期間</p>	<p>平成 27 年度～36 年度</p>
<p>理念・目標</p>	<p>目標 1 定住を支える生活支援体制の構築 目標 2 質の高い住宅・住宅地の形成 目標 3 当麻町の環境と調和する住宅市街地づくり</p>
<p>方針・施策</p>	<p>【長寿命化を図るべき公営住宅等の選定】 ①まちなかに公営住宅を新設（移転建替え）します ②既存公営住宅の福祉対応型改善及び長寿命化改善に取り組みます。 ③既存公営住宅の適切な維持管理を行います。 ④町営住宅、定住住宅は、当面、維持管理し、需要動向に応じて活用を検討します。</p> <p>【建替事業の実施方針】 <公営住宅のまちなかへの再配置方針> 柏ヶ丘団地及びかえで団地はまちなかに移転とし、その跡地は公共用地として住環境の向上に向けた整備をします。</p> 

(3) 住生活基本計画

<p>目的・位置づけ</p>	<p>平成 21 年度に「当麻町住生活基本計画」策定後、社会経済情勢等の変革期の中で、平成 26 年度に本計画の中間年次を迎えることから、進捗状況の評価や新たな目標指標の設定、取り組む施策の見直し等を行い、新たな方向性を示すために策定する。</p>																																									
<p>計画期間</p>	<p>平成 27 年度～36 年度</p>																																									
<p>理念・目標</p>	<p>基本理念 人と自然が調和した安全・安心な住環境づくり</p> <p>基本目標</p> <p>目標 1 定住を支える生活支援体制の構築</p> <p>目標 2 質の高い住宅・住宅地の形成</p> <p>目標 3 当麻町の環境と調和する住宅市街地づくり</p>																																									
<p>方針・施策</p>	<p>住宅施策の展開方向</p> <table border="1" data-bbox="421 994 1385 1962"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>推進方針</th> <th>施策展開</th> <th>具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">【暮らし】 目標 1 定住を支える生活支援体制の構築</td> <td rowspan="2">推進方針 1 すべての人が安心して暮らせる住まいづくり</td> <td>(1) 高齢者・障がい者も安心な住環境の形成</td> <td>a.サービス付き高齢者向け住宅への支援 b.公営住宅のユニバーサルデザイン化の促進</td> </tr> <tr> <td>(2) 安心して子育てできる住環境の形成</td> <td>a.公営住宅への子育て世帯入居に対する配慮 b.子育て支援公営住宅の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推進方針 2 住宅に関する情報提供、相談体制の仕組みづくり</td> <td>(3) 低所得者等の住宅セーフティネット形成</td> <td>a.入居者の適正管理 b.町営住宅、定住住宅の供給、維持管理</td> </tr> <tr> <td>(1) インターネットを活用した総合的な住宅関連情報の提供</td> <td>a.ホームページを活用した住まい情報の提供 b.(仮称)当麻町空き家バンク制度の活用</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">【住宅】 目標 2 質の高い住宅・住宅地の形成</td> <td rowspan="2">推進方針 3 良質な民間住宅の形成</td> <td>(2) 相談窓口、相談体制の充実</td> <td>a.住宅相談窓口の充実</td> </tr> <tr> <td>(1) 北国の風土に適した住宅建築の促進</td> <td>a.新しい北方型住宅「きた住まいる」の普及促進 b.おかえりふるさと応援事業の活用 c.ゆとりある当麻らしい住宅地の提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推進方針 4 住宅セーフティネットとしての公営住宅の整備</td> <td>(2) 住宅の基本性能の向上</td> <td>a.住宅の耐震化の促進 b.住宅リフォームの推進 c.中古住宅流通、住み替えの仕組みづくり</td> </tr> <tr> <td>(1) 公的借家のセーフティネット機能の向上</td> <td>a.老朽住宅の計画的な更新 b.既存住宅の長期的な活用</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">【地域、環境】 目標 3 当麻町の環境と調和する住宅市街地づくり</td> <td rowspan="2">推進方針 5 地域特性に応じた住宅市街地づくり</td> <td>(2) 民活型手法の導入</td> <td>a.公営住宅の買取・借上制度導入の検討</td> </tr> <tr> <td>(1) まちなか居住の推進</td> <td>a.公営住宅団地のまちなかへの移転促進 b.冬期における高齢者のグループリビングの検討</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推進方針 6 環境に調和し、環境負荷を低減する住まいづくり</td> <td>(2) 移住希望者への情報提供</td> <td>b.移住相談ワンストップ窓口による情報提供</td> </tr> <tr> <td>(1) 木の住まいづくりの推進</td> <td>a.公営住宅整備における木造、内装木質化の推進 b.当麻町産材の活用促進</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td>(2) 環境に配慮した住宅づくりの推進</td> <td>a.環境に配慮した公共賃貸住宅づくり b.とうま型住宅の建設支援 c.太陽光発電システム設置への支援 d.融雪槽等設置事業助成制度の活用 e.危険な空き家の撤去の促進</td> </tr> </tbody> </table>	目標	推進方針	施策展開	具体的な施策	【暮らし】 目標 1 定住を支える生活支援体制の構築	推進方針 1 すべての人が安心して暮らせる住まいづくり	(1) 高齢者・障がい者も安心な住環境の形成	a.サービス付き高齢者向け住宅への支援 b.公営住宅のユニバーサルデザイン化の促進	(2) 安心して子育てできる住環境の形成	a.公営住宅への子育て世帯入居に対する配慮 b.子育て支援公営住宅の整備	推進方針 2 住宅に関する情報提供、相談体制の仕組みづくり	(3) 低所得者等の住宅セーフティネット形成	a.入居者の適正管理 b.町営住宅、定住住宅の供給、維持管理	(1) インターネットを活用した総合的な住宅関連情報の提供	a.ホームページを活用した住まい情報の提供 b.(仮称)当麻町空き家バンク制度の活用	【住宅】 目標 2 質の高い住宅・住宅地の形成	推進方針 3 良質な民間住宅の形成	(2) 相談窓口、相談体制の充実	a.住宅相談窓口の充実	(1) 北国の風土に適した住宅建築の促進	a.新しい北方型住宅「きた住まいる」の普及促進 b.おかえりふるさと応援事業の活用 c.ゆとりある当麻らしい住宅地の提供	推進方針 4 住宅セーフティネットとしての公営住宅の整備	(2) 住宅の基本性能の向上	a.住宅の耐震化の促進 b.住宅リフォームの推進 c.中古住宅流通、住み替えの仕組みづくり	(1) 公的借家のセーフティネット機能の向上	a.老朽住宅の計画的な更新 b.既存住宅の長期的な活用	【地域、環境】 目標 3 当麻町の環境と調和する住宅市街地づくり	推進方針 5 地域特性に応じた住宅市街地づくり	(2) 民活型手法の導入	a.公営住宅の買取・借上制度導入の検討	(1) まちなか居住の推進	a.公営住宅団地のまちなかへの移転促進 b.冬期における高齢者のグループリビングの検討	推進方針 6 環境に調和し、環境負荷を低減する住まいづくり	(2) 移住希望者への情報提供	b.移住相談ワンストップ窓口による情報提供	(1) 木の住まいづくりの推進	a.公営住宅整備における木造、内装木質化の推進 b.当麻町産材の活用促進			(2) 環境に配慮した住宅づくりの推進	a.環境に配慮した公共賃貸住宅づくり b.とうま型住宅の建設支援 c.太陽光発電システム設置への支援 d.融雪槽等設置事業助成制度の活用 e.危険な空き家の撤去の促進
目標	推進方針	施策展開	具体的な施策																																							
【暮らし】 目標 1 定住を支える生活支援体制の構築	推進方針 1 すべての人が安心して暮らせる住まいづくり	(1) 高齢者・障がい者も安心な住環境の形成	a.サービス付き高齢者向け住宅への支援 b.公営住宅のユニバーサルデザイン化の促進																																							
		(2) 安心して子育てできる住環境の形成	a.公営住宅への子育て世帯入居に対する配慮 b.子育て支援公営住宅の整備																																							
	推進方針 2 住宅に関する情報提供、相談体制の仕組みづくり	(3) 低所得者等の住宅セーフティネット形成	a.入居者の適正管理 b.町営住宅、定住住宅の供給、維持管理																																							
		(1) インターネットを活用した総合的な住宅関連情報の提供	a.ホームページを活用した住まい情報の提供 b.(仮称)当麻町空き家バンク制度の活用																																							
【住宅】 目標 2 質の高い住宅・住宅地の形成	推進方針 3 良質な民間住宅の形成	(2) 相談窓口、相談体制の充実	a.住宅相談窓口の充実																																							
		(1) 北国の風土に適した住宅建築の促進	a.新しい北方型住宅「きた住まいる」の普及促進 b.おかえりふるさと応援事業の活用 c.ゆとりある当麻らしい住宅地の提供																																							
	推進方針 4 住宅セーフティネットとしての公営住宅の整備	(2) 住宅の基本性能の向上	a.住宅の耐震化の促進 b.住宅リフォームの推進 c.中古住宅流通、住み替えの仕組みづくり																																							
		(1) 公的借家のセーフティネット機能の向上	a.老朽住宅の計画的な更新 b.既存住宅の長期的な活用																																							
【地域、環境】 目標 3 当麻町の環境と調和する住宅市街地づくり	推進方針 5 地域特性に応じた住宅市街地づくり	(2) 民活型手法の導入	a.公営住宅の買取・借上制度導入の検討																																							
		(1) まちなか居住の推進	a.公営住宅団地のまちなかへの移転促進 b.冬期における高齢者のグループリビングの検討																																							
	推進方針 6 環境に調和し、環境負荷を低減する住まいづくり	(2) 移住希望者への情報提供	b.移住相談ワンストップ窓口による情報提供																																							
		(1) 木の住まいづくりの推進	a.公営住宅整備における木造、内装木質化の推進 b.当麻町産材の活用促進																																							
		(2) 環境に配慮した住宅づくりの推進	a.環境に配慮した公共賃貸住宅づくり b.とうま型住宅の建設支援 c.太陽光発電システム設置への支援 d.融雪槽等設置事業助成制度の活用 e.危険な空き家の撤去の促進																																							

(4) 当麻町土地利用・住環境整備方針

<p>目的・位置づけ</p>	<p>今までの短期的な視点で行われてきたまちづくりを改め、長期的な展望に基づいた、将来に渡り行政の土地利用の指針として活用できる「まちづくり方針（マスタープラン）」を策定することを目的とする。</p>												
<p>計画期間</p>	<p>平成6年～</p>												
<p>理念・目標</p>	<p>理念：第3次当麻町総合開発計画（H5）の内容を受ける</p> <p>「住みよい大地 二世紀への町づくり」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ゆるぎない基盤の確立と住みよい生活の場の創造（生活環境の整備） 2. 活力ある「まち」の創造（産業の振興） 3. 心の豊かさとふれあいの場の創造（教育文化の振興） 4. 健康で明るい社会の創造（健康づくりと福祉の充実） <p>【まちづくりの基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然環境、旭川市に隣接する利便性の高さを活かしたまちづくり ○旭川圏の中での機能分担、機能強化の推進 ○適正な市街地規模の確保、農業地域との調和 ○福祉インフラが整った市街地形成 												
<p>方針・施策</p>	<p>■都市的土地利用（概ねの市街地）の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発にあたっては既存の市街地内の未利用地を利用することを第一とし、無秩序な市街地の拡大は行わない。やむを得ない事情から市街地の拡大を行う時にも、大きく現在の農業振興地域より拡大することがないように配慮し、農業地域との調和を図る。 <p>■都市基盤施設整備の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路：広域的なネットワーク形成するよう、道路の性格に合わせた整備を図る。従来のグリッド上の道路網を基本に、高規格幹線道路 IC、公園緑地拠点等町の主要施設との有機的なネットワークを形成するよう整備する。 ○公園緑地：本市街地を中心とした5つの公園緑地の拠点を配置し、相互のネットワークを図る。 <p>【今後のまちづくりのモデルとなるプロジェクトの検討】</p> <p>各事業の熟度に応じ、個別に詳細計画をたて実現に向け進めていく。</p> <div data-bbox="496 1608 1225 2011" style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; border: none;">まちづくりの基本目標</th> <th style="text-align: left; border: none;">モデルとなる個別計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">豊かな自然環境、旭川市に隣接する利便性の高さを活かしたまちづくり</td> <td style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">農工団地整備の基本方針</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">旭川圏の中での機能分担、機能強化の推進</td> <td style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">緑郷地区整備の基本方針</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">適正な市街地規模の確保、農業地域との調和</td> <td style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">「まちのゲート」整備の基本方針</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">福祉インフラが整った市街地形成</td> <td style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">伊香牛市街地整備の基本方針</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"></td> <td style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">福祉拠点地区整備の基本方針</td> </tr> </tbody> </table> </div>	まちづくりの基本目標	モデルとなる個別計画	豊かな自然環境、旭川市に隣接する利便性の高さを活かしたまちづくり	農工団地整備の基本方針	旭川圏の中での機能分担、機能強化の推進	緑郷地区整備の基本方針	適正な市街地規模の確保、農業地域との調和	「まちのゲート」整備の基本方針	福祉インフラが整った市街地形成	伊香牛市街地整備の基本方針		福祉拠点地区整備の基本方針
まちづくりの基本目標	モデルとなる個別計画												
豊かな自然環境、旭川市に隣接する利便性の高さを活かしたまちづくり	農工団地整備の基本方針												
旭川圏の中での機能分担、機能強化の推進	緑郷地区整備の基本方針												
適正な市街地規模の確保、農業地域との調和	「まちのゲート」整備の基本方針												
福祉インフラが整った市街地形成	伊香牛市街地整備の基本方針												
	福祉拠点地区整備の基本方針												

3.2. 町全体のまちづくりの取組

- ・当麻町では、平成6年策定の「当麻町土地利用・住環境整備方針」に基づき、拠点開発等を進めてきました。
- ・計画策定後の20年あまりの間には、道の駅をはじめ当麻町のまちづくりに必要な拠点整備が実現しましたが、社会経済情勢の変化から、開発・整備途中もしくは未着手、中止の状況のものもあります。

表 H6 「当麻町土地利用・住環境整備方針」に位置付けられたプロジェクトの整備状況 (全町)

まちづくり基本方針	土地利用	検証(整備状況等)
	■無秩序な市街地拡大は行わず、農業地域との調和を図る。	○方針に沿って整備中
	道路	検証(整備状況等)
	■グリッド状の道路網を基本に有機的なネットワークを形成する。	○国・道・町の各事業主体が整備を実施中 ・景観等の整備は不十分
	公園緑地	検証(整備状況)
	■スポーツレクリエーション拠点(とうまスポーツランド)	○供用・整備中(木育・花育関連施設も整備)
	■地域の身近な交流拠点(当麻ダム周辺)	○未整備 ・当麻ダム建設中
	■モータースポーツ拠点(小沢ダム周辺)	○モトクロスコース廃止によりモータースポーツ拠点計画は頓挫 ・ダム周辺公園整備済(老朽化)
	■長期滞在型レクリエーション拠点(石渡ダム周辺)	○未整備
	■スカイスポーツ拠点(石狩川・グライダー飛行場周辺)	○整備済み
	河川	検証(整備状況)
	■水資源としての保全活用と、市街地内散策路の整備	・維持管理活動を実施 ・当麻川散策路未整備
	その他	検証(整備状況)
■合併浄化槽の導入	・実施中	
■ごみ分別リサイクルセンター整備	・整備済み	
まちづくりモデルプロジェクト	モデルプロジェクト	検証(整備状況等)
	■農工団地整備	○未整備
	■伊香牛市街地整備 ・町道2線道路の延長 ・駅前広場整備	○一部整備済み ・公民館建設・駅前周辺景観整備・道路整備
	■「まちのゲート」整備 ・「道の駅」整備	○道の駅整備済み
	■福祉拠点地区整備 ・デイサービスセンター ・在宅介護支援センター ・シルバーハウジング ・特養老人ホーム ・授産施設 等	○ヘルシーシャトーとうま整備済み ・デイサービス、温浴施設、宿泊施設、研修室、レストラン等
■緑郷地区整備 ・当麻ダム周辺整備	○未整備 ・当麻ダム建設中	

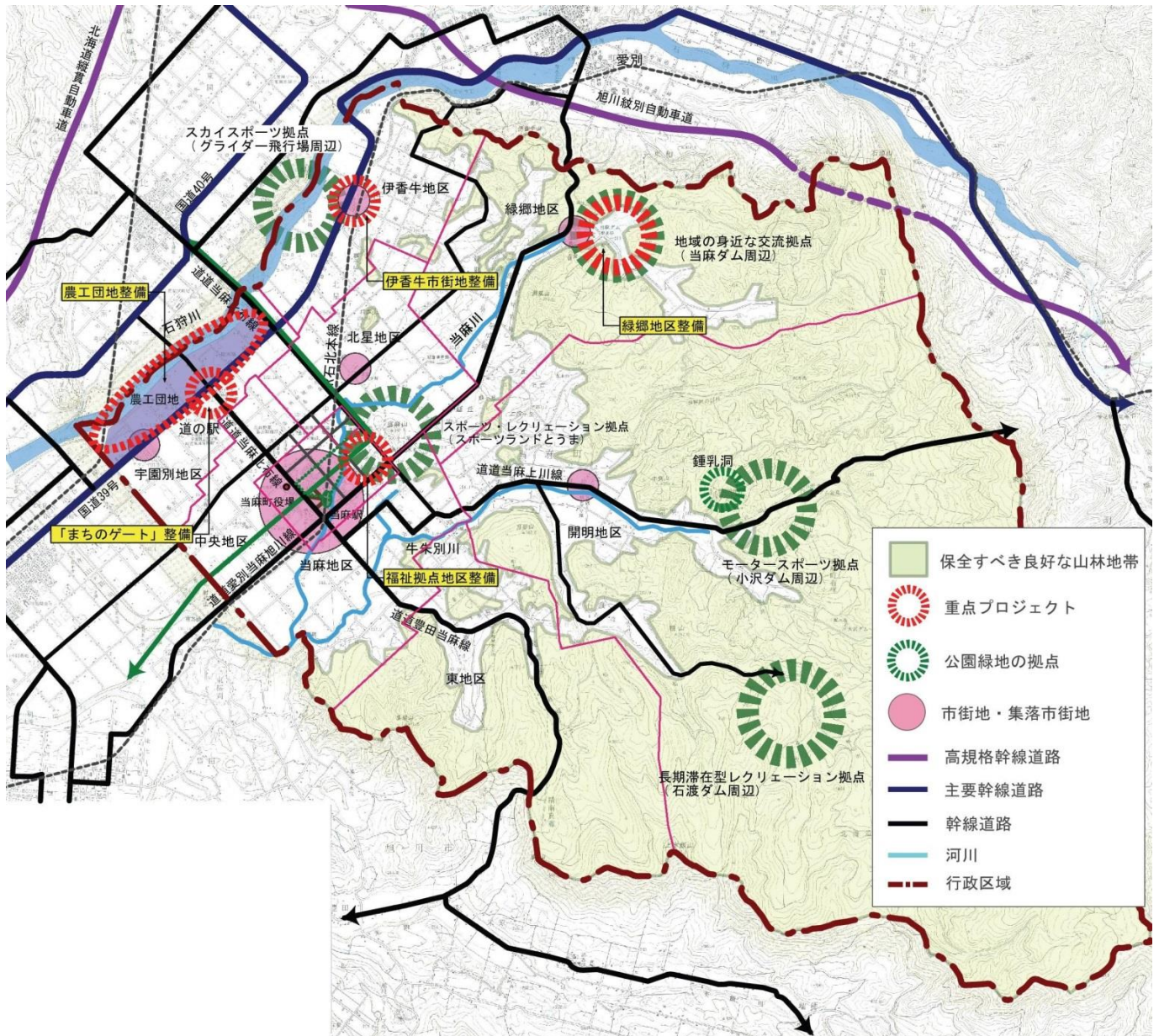


図 H6 「当麻町土地利用・住環境整備方針」に位置付けられたプロジェクト (全町)

伊香牛地区

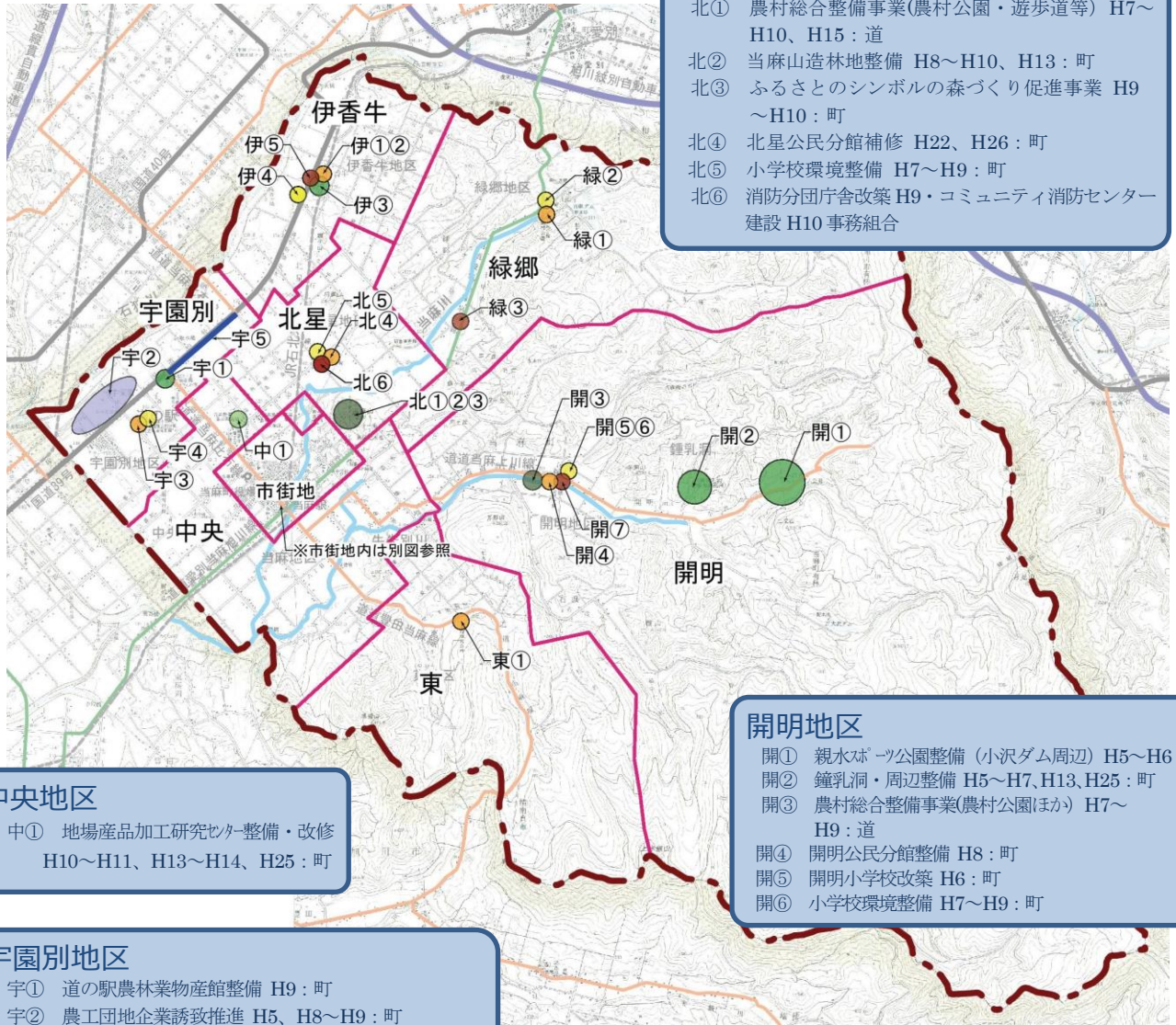
- 伊① 伊香牛公民分館建設・改修
H8～H9、H26：町
- 伊② 伊香牛公民分館周辺整備 H10：町
- 伊③ 伊香牛駅周辺景観整備 H11～H13：町・民
- 伊④ 伊香牛小学校改修 H8、H12：町
- 伊⑤ 防災拠点施設整備 H17：事務組合

緑郷地区

- 緑① 緑郷公民分館補修 H22：町
- 緑② 小学校環境整備 H7～H9：町
- 緑③ 消防団庁舎改築 H25：町

北星地区

- 北① 農村総合整備事業(農村公園・遊歩道等) H7～H10、H15：道
- 北② 当麻山造林地整備 H8～H10、H13：町
- 北③ ふるさとのシンボルの森づくり促進事業 H9～H10：町
- 北④ 北星公民分館補修 H22、H26：町
- 北⑤ 小学校環境整備 H7～H9：町
- 北⑥ 消防分団庁舎改築 H9・コミュニティ消防センター建設 H10 事務組合



中央地区

- 中① 地場産品加工研究センター整備・改修
H10～H11、H13～H14、H25：町

開明地区

- 開① 親水スポーツ公園整備(小沢ダム周辺) H5～H6：道
- 開② 鐘乳洞・周辺整備 H5～H7、H13、H25：町
- 開③ 農村総合整備事業(農村公園ほか) H7～H9：道
- 開④ 開明公民分館整備 H8：町
- 開⑤ 開明小学校改築 H6：町
- 開⑥ 小学校環境整備 H7～H9：町

宇園別地区

- 宇① 道の駅農林業物産館整備 H9：町
- 宇② 農工団地企業誘致推進 H5、H8～H9：町
- 宇③ 宇園別公民分館・季節保育園建設 H13～H14：町
- 宇④ 宇園別小学校改修 H15、H19、H25～H26：町
- 宇⑤ 国道39号4車線化 H21：国

東地区

- 東① 東公民分館改修 H25：町

図 H6～H27年度の主なまちづくり事業(全町)

3.3. 市街地区のまちづくりの取組

- ・市街では、街なかの公営住宅団地の建設やニュータウンとうまなど居住環境の整備が進められてきました。
- ・一方、歩行者移動空間や交通ネットワークについては、基本的に整備が進んでいるものの、一部未整備もしくは整備不十分の取り組みも見られます。

表 H6 「当麻町土地利用・住環境整備方針」に位置づけられたプロジェクトの整備状況
(市街)

市街地の基本方針	土地利用	検証(整備状況等)
	■未利用地の開発等効率的な都市基盤整備	○方針に則り推進中であるが、街なかに空地が存在
	■駅前地区の公共住宅等整備	○駅前団地等整備済み
	■新規住宅地のゆとりある開発	○ニュータウンとうま等整備済み
	■賑わいのある商店街形成、流雪溝の整備	○花等による景観形成支援、流雪整備実施
	■工業系施設の農工団地移転	○農工団地未整備(将来計画)
	道路	検証(整備状況等)
	■交通処理に加え歩行者空間ネットワーク等を重視した道路整備	○方針に則り、鋭意歩道設置工事等を実施
	■広域レクリエーションネットワークとして3丁目道路等を位置づけ	○鉄道横断箇所周辺等課題あり、未整備
	■当麻川や駅停車場線等による緑の環状線(散策路)の整備	○当麻川散策路等未整備、道路空間の環境整備も不十分
	■市街地(道道)とスポーツランド、当麻川を結ぶ歩行者ネットワーク整備	○道道歩道整備済み、当麻川は未整備
	■駅停車場線のシンボルロード整備(自動車抑制等)	○照明、景観舗装等整備済み、シンボルロードとしては整備不十分
	公園	検証(整備状況等)
	■とうまスポーツランド整備	○木育・花育も含め整備推進中
	■街区公園や街かど広場の整備	○街かど広場等一部整備済み、街なか全体としては不十分
	河川	検証(整備状況等)
■当麻川を親水・憩いのふるさとの川として再生	○未整備	

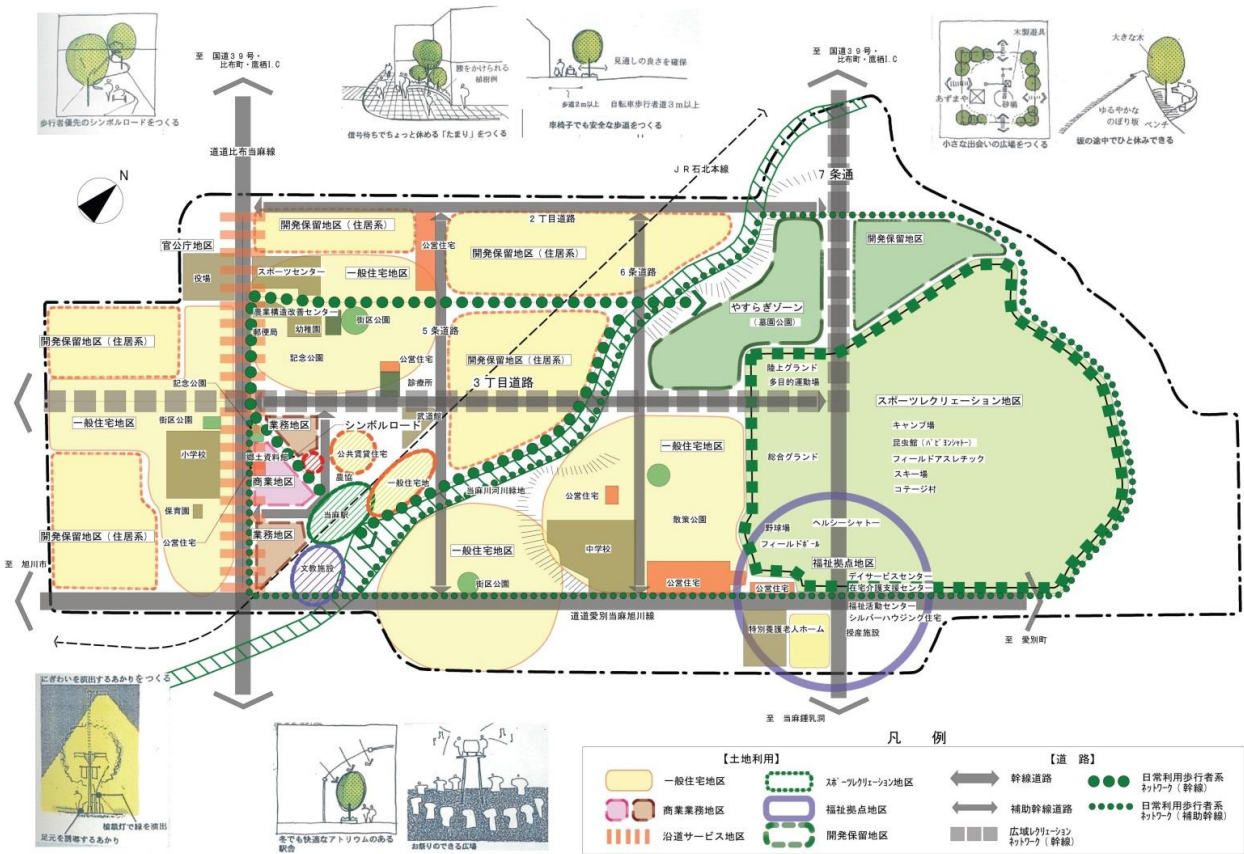


図 H6「当麻町土地利用・住環境整備方針」に位置付けられたプロジェクト（市街）

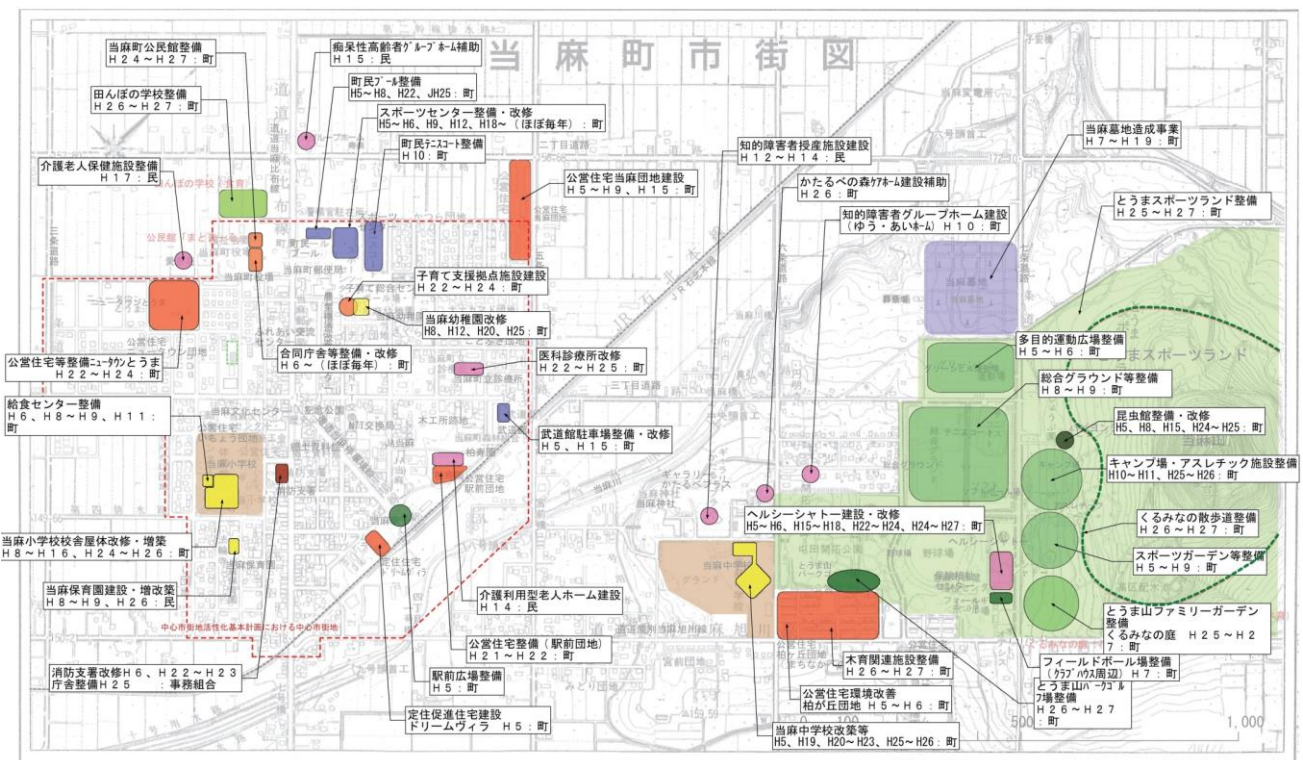


図 H6~H27年度の主なまちづくり事業（市街）

4. 社会ニーズの整理

社会経済状況の変化については、大きく以下の3つで整理します。

○人口減少、少子高齢化への対応

- ・地方創生(地方人口減少抑制策)
- ・コンパクトなまちづくり
- ・健康増進、安心して暮らせるまち
- ・多世代交流

○地域資源の活用

- ・都市と農村の交流(グリーン・ツーリズム)
- ・食育・木育・花育
- ・6次産業化、食や農のブランド化、ふるさと納税
- ・交流機能の充実(観光施設、イベント、自然とのふれあい、外国人観光客受入等)

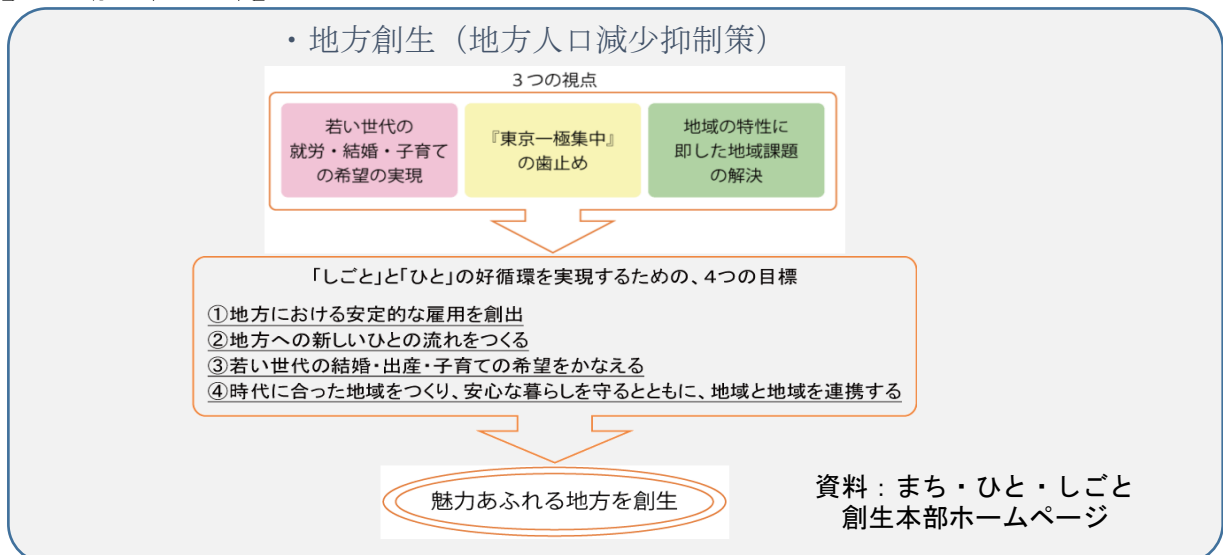
○生活環境への対応

- ・老朽化した施設・インフラの更新
- ・省エネ・低炭素化(エネルギー基本計画、温暖化による気候変動、再生可能エネルギーの導入拡大(太陽光発電など))
- ・ごみの減量・リサイクル
- ・防災まちづくりへの対応

4.1. 人口減少、少子高齢化への対応

- ・平成26年制定の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国及び地方公共団体は、地方の人口減少、東京への人口の一極集中を食い止めるため、将来の人口の長期的な見通しを立てる「人口ビジョン」と、その人口の将来展望に向け、直近5年間で講じるべき施策・事業を数値目標(基本目標・KPI(重要業績評価指数))による検証を交えながら進めていく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

【主な動向(その1)】



食育・木育・花育による“心育”と

心通わせる“つながり”の力で築く

持続可能な地域の創造

～地域資源をいかした安全・安心で魅力あるまち とうま～

① 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

▼基本目標1：住みやすい環境や子育て環境をいかし、
結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

② 地方における安定した雇用を創出する

▼基本目標2：地域資源をいかした産業活性化による雇用の創出を図る。

③ 地方への新しいひとの流れをつくる

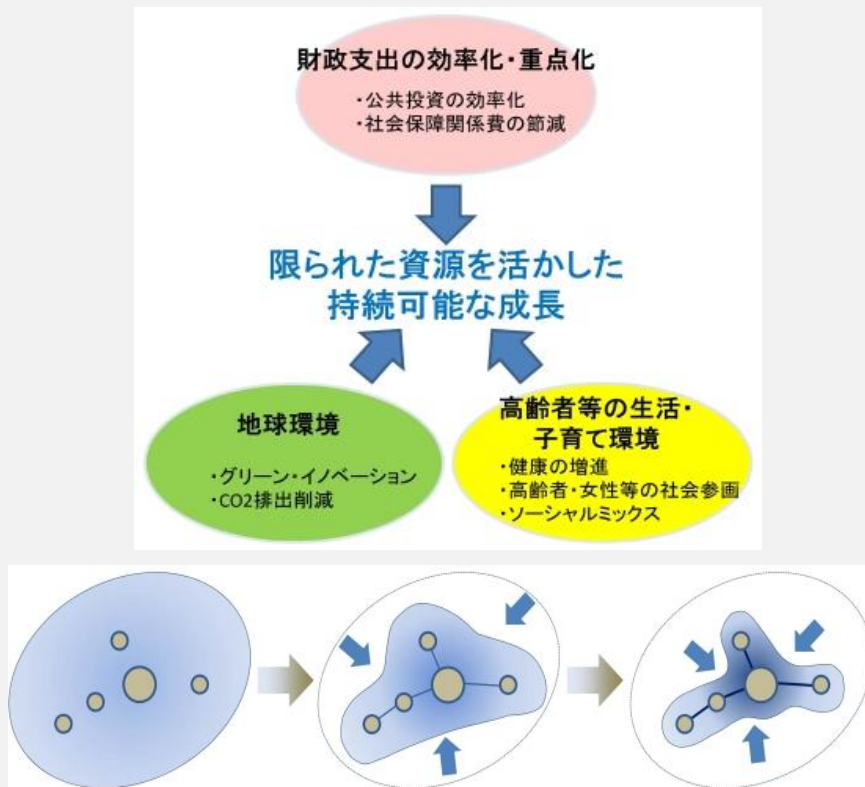
▼基本目標3：地域産業の好循環による“とうまの魅力”をいかした
新しいひとの流れを創造する。

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

▼基本目標4：特色のある地域をつくり、
安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

- ・人口減少社会、高齢化が進行する中、コンパクトなまちづくりが重要視されています。
- ・例えば中心市街地などでは、高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすいまちを目指して、様々な機能がコンパクトに集積し、アクセスしやすい「歩いて暮らせるまちづくり」を進める必要があります。
- ・また、地方のまちでは「小さな拠点」を形成し、交通や情報通信でネットワークする「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進め、質の高いサービスを効率的に提供することが提唱されています。

・コンパクトなまちづくり



資料：国土交通省ホームページ



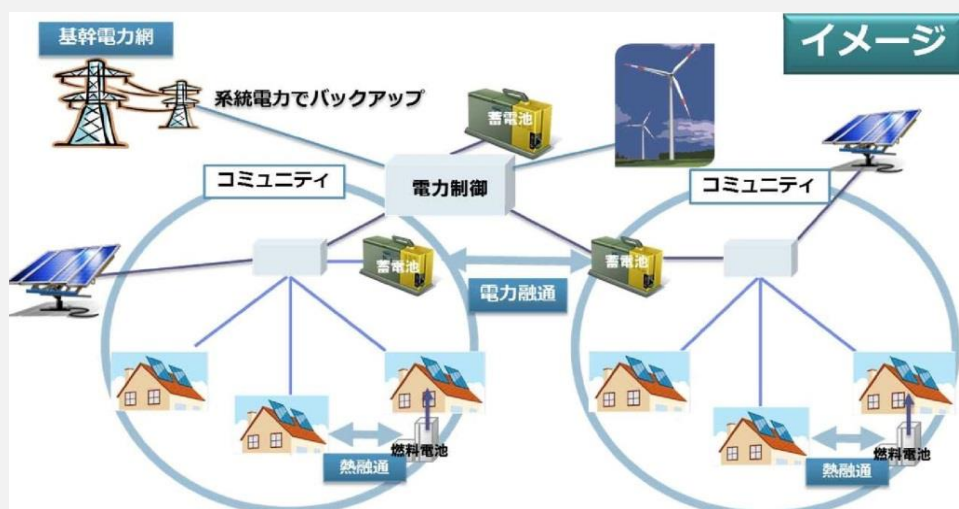
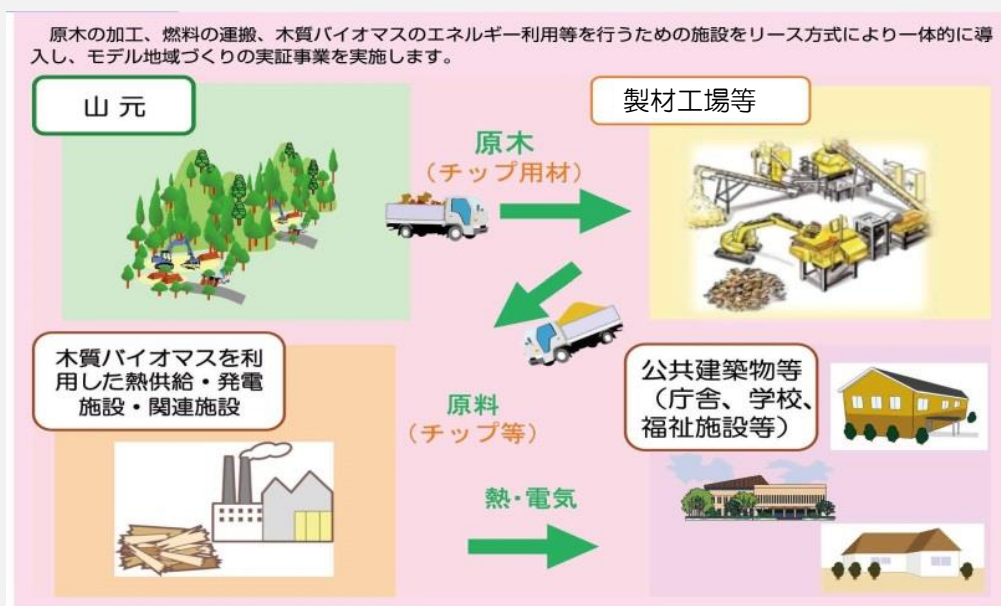
資料：国土交通省「国土のグランドデザイン 2050」より

4.2. 生活環境への対応

- ・地方の多くの自治体では、高度経済成長期に整備した公共施設等が次々に老朽化し、それらの更新・維持を適切に進め、財政的にも持続可能な地域づくりとするため、公共施設の総量を削減していくことを趣旨とした「公共施設等総合管理計画」の策定を進めています。
- ・また、近年の地球温暖化防止の問題や東日本大震災の教訓から、エネルギーの効率的利用やエネルギーの地産地消による自立的で低炭素な地域づくりを進める自治体が増えています。
- ・これらの取り組みに、地域材の活用など地域資源の循環的利用も含め、地域経済の活性化に寄与する取組も徐々に行われてきています。

・地球温暖化対策、エネルギーの効率的利用

- 地域材の活用、木質バイオマスエネルギーなどによる、低炭素社会の構築
- 災害にも強い、自立分散型社会の構築



資料：環境省ホームページより作成

4.3. 地域資源の活用

- ・道路交通網の発展やモータリゼーションの進展などを背景に地域間の行き来がしやすくなったことを背景に、都市と農村の交流(グリーン・ツーリズム)が重視されてきています。
- ・当麻町のように第1次産業を基幹産業としているまちでは、農産物をブランド化したり、加工・販売といった6次産業化で付加価値をつけて販売、あるいはふるさと納税(まちづくり寄付金へのお礼)でのPRなどが、活性化の手段として注目されるようになっていきます。
- ・また、近年の外国人観光客を含めた広域的な観光交流事業の活発化にあわせ、地域での受け入れ体制の充実が求められています。
- ・これら地域資源を生かして地域を活性化していく基礎として、地域に住む人達が地域の資源に親しんで育っていくことも重要です。(食育・木育・花育)

【主な動向(その2)】



【当麻町周辺地域の動向】

○上川中部定住自立圏共生ビジョン（平成 23 年～）

医療、福祉、教育、防災、地域公共交通、人材育成、広域観光等において旭川市を中心市とする1市7町が連携し、各種サービスの展開を図っています。



○旭山動物園が入園者数を大幅に伸ばす（平成 17 年頃～）
→旭川市と愛別町、上川町方面を結ぶ道道愛別当麻旭川線の交通量が増大

○大型ショッピングセンター・イオンモール旭川西オープン（平成 16 年）
○イオンモール旭川駅前オープン（平成 27 年）

○旭川空港・定期国際線（韓国・ソウル便）の就航（平成 18 年）
平成 25 年に台北線就航、そのほか上海、北京と結ぶ便が就航
→旭川圏への外国人観光客の増加

○旭川紋別道開通（平成 18～22 年）
オホーツク方面の アクセス強化



5. 町民アンケート

5.1. 調査概要

- ・当町におけるまちづくりの現状や取り組みに関する意識や意向を適切・的確に把握し反映できるようにするため、町民1,000名（無作為抽出）を対象にアンケート調査を行いました。（公共施設等総合管理計画策定に関するアンケートと合同で調査しました。）
- ・町民アンケートの概要は以下の通りです。

調査対象	: 18歳以上の町民
配布数	: 1,000票
回収結果	: 404票（回収率：40.4%）
調査期間	: 平成27年9月14日～9月28日

※なお、グラフタイトルにあるSAは単数回答、MAは複数回答です。MAのグラフ内の%値は回答者数に対する割合で複数回答のため合計値は100となりません。属性別分析のグラフ内の%値は回答数に対する割合を示しています。

5.2. 調査結果

(1) 回答者の属性

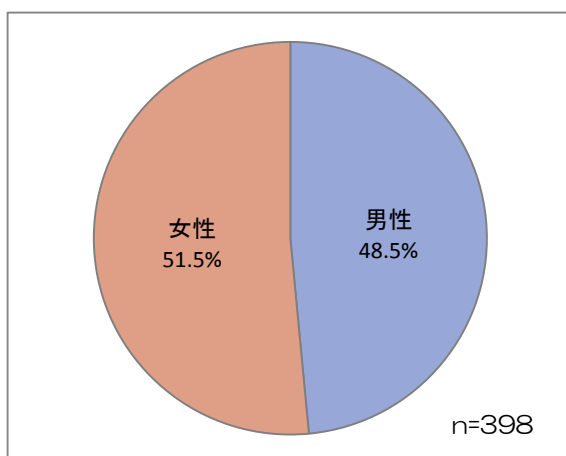


図 性別 SA

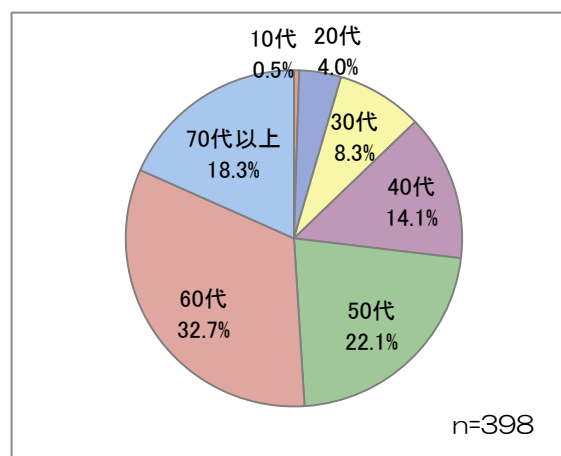


図 年齢 SA

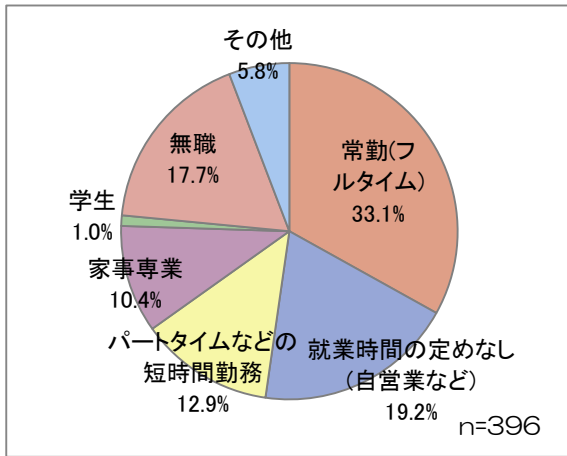


図 職業 SA

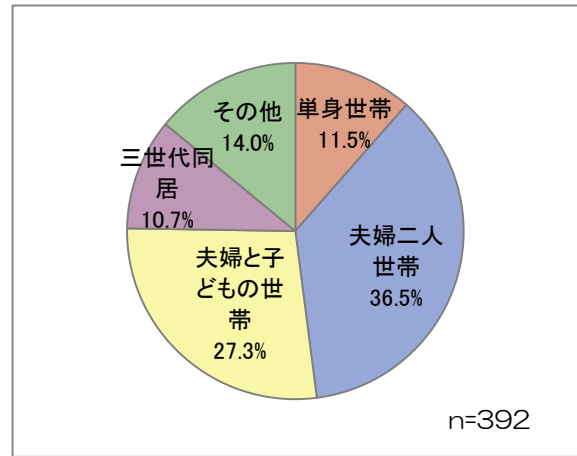


図 同居家族 SA

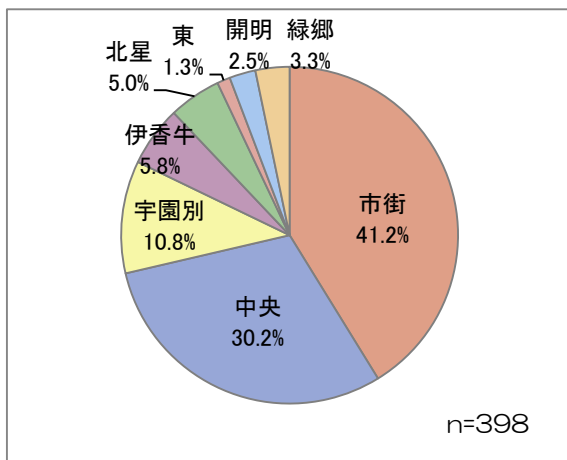


図 居住地区 SA

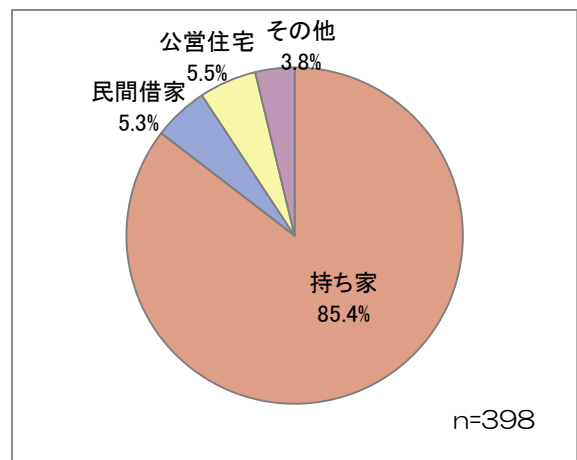


図 居住形態 SA

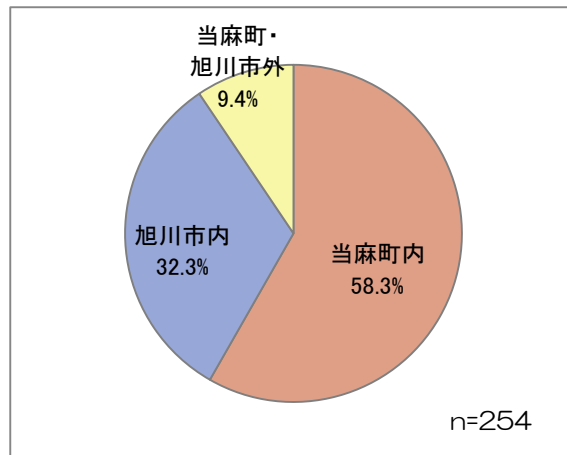


図 通勤先・通学先 SA

(2) 調査結果（主なもの）

●まちづくりの満足度

- ・満足度が高い項目として、「環境との調和」「住宅地の快適さ」「緑化」「花づくり」「山林や田園環境の保全」「廃棄物（ごみ）」「水道施設」「下水道施設」が挙げられています。
- ・満足度が低い項目として、「中心市街地の賑わい、空き地・空き家の状況」「工業地、幹線道路沿道への企業誘致」「バスやJRなど公共交通」が挙げられています。

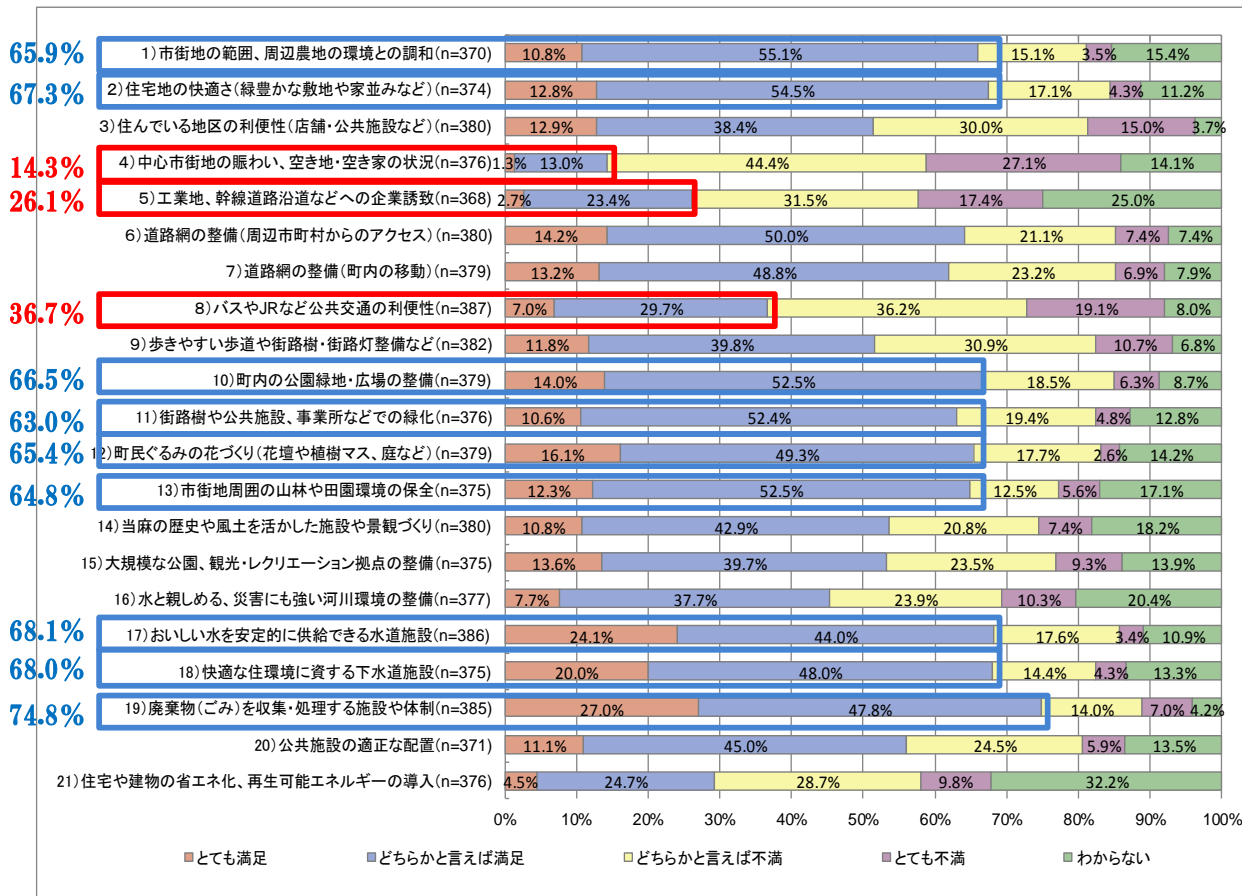


図 まちづくりの満足度

●関心のあるまちづくりのテーマ

- ・「買物や医療・福祉」、「企業の誘致」、「公共交通」、「子育て支援」「農産物や地域材を活用」が多くを占めています。

	1位	2位	3位	合計	順位
1) 買物や医療・福祉サービスの充実	90	28	24	350点	1位
6) 店舗や工場など、企業の誘致の強化	42	36	34	232点	2位
2) バスなど公共交通の充実	32	38	12	184点	3位
4) 保育など子育て支援の場の充実	30	25	17	157点	4位
11) 農産物や地域材を活用した「6次産業」の推進	17	32	27	142点	5位

●今後のまちづくりについて

- ・都市部への移住需要は、比較的高くなっている一方、将来の不安を感じつつも定住継続意欲が66.0%となっています。
- ・既存施設の維持・活用によるまちづくりを進めることについては、85%が賛成しています。
- ・町の機能の中心市街地へ集中することについては、69.7%が賛成、27.7%が反対です。
- ・発信すべき町の魅力がたくさんあることについては、67.5%が賛成（そう思う）と回答しています。

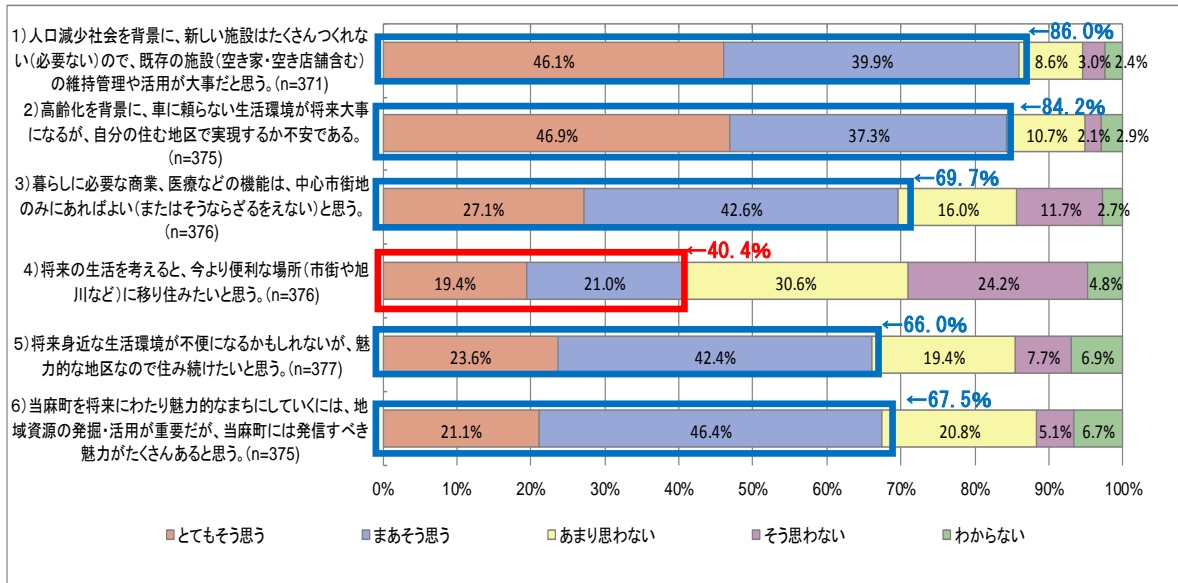


図 今後のまちづくりについて (全体)

●今後のまちづくりについて

- ・将来の生活利便性への不安は、郊外で高くなっています。

「2) 高齢化を背景に、車に頼らない生活環境が将来大事になるが、自分の住む地区で実現するか不安である。」について地域別に分析

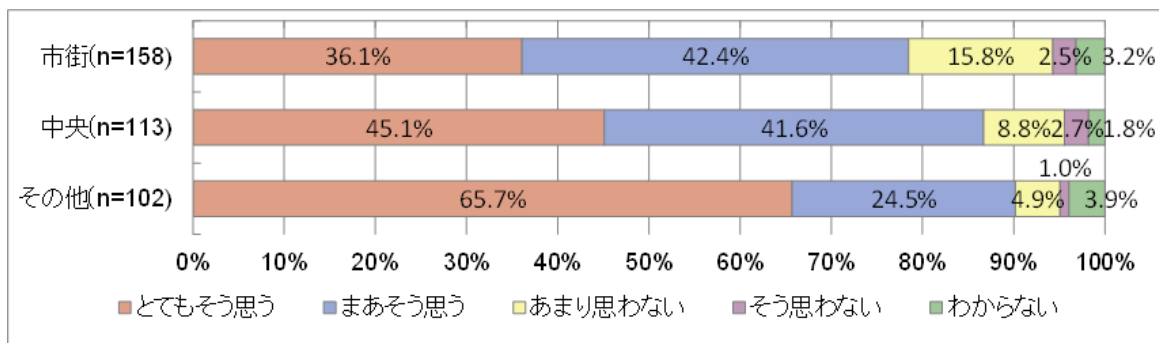


図 今後のまちづくりについて (高齢化について・地域別)

6. 課題・可能性の整理

本計画は、当麻町のまちづくりを社会基盤（ハード）の整備・利活用の側面から担っていく計画であることから、課題の設定は、社会基盤の種別ごとに整理します。

6.1. 土地利用の課題

全町レベルのまちづくりの課題は、以下のとおりです。

(1) 当麻の産業を支える、豊かな田園、森林環境の保全が必要

【市街地周囲の農地】

- ・良質でブランド価値の高い米やスイカなど当麻町の農産物を育む生産基盤として、今後も積極的に農地・田園環境の保全を図る必要があります。

【市街地周囲の森林】

- ・生産性の高い本町の林業を支える森林資源については、今後も保全を図るとともに、体験・交流の場としての利活用を検討する必要があります。

(2) 人口減少社会・高齢化社会に対応した、コンパクトで使いやすい市街地づくりが必要

【市街地の範囲】

- ・人口減少社会に対応し、コンパクトなまちづくりを進めていくため、居住の地域については適正な規模を維持していく必要があります。また、市街地はこれ以上広げないことが基本ですが、まちの活性化の観点から企業誘致、交流人口の増加など、新たな人の流れが生じる場合には、柔軟に対応していく必要があります。

(3) 子どもからお年寄りまで、多様な世代が安心して暮らせる住まいやコミュニティづくりが必要

【住宅地】

- ・市街を中心に新たな住宅の建設が進められ、町民からは快適な住環境、衛生の面で満足度が高くなっている反面、人口減少や高齢化に伴う空き家対策を進めていく必要があります。今後、若い世代、高齢者がともに暮らしていけるよう、多様な世代が安心して住める住宅の確保が必要です。

(4) 高齢になっても、買物等生活利便に困らない環境づくりが必要

【商業地】

- ・市街（中心市街地）においてはスーパー、商店、飲食店が立ち並んでいますが、中心市街地活性化の観点からも空店舗や空き地の解消、賑わい創出に向けた取組が必要になっています。

(5) 農林業の振興や企業誘致を通じた、雇用環境の改善が必要

【商業地・工業地】

- ・国道 39 号沿道や道道愛別当麻旭川線に店舗進出等開発の動きがあり、これに伴う人の流れを市街や他地区にも呼び込み、町の活性化につなげる必要があります。

(6) 中心市街地、観光施設、集落などをつなぐ、移動のネットワークづくりが必要

(7) 広域観光を視野に入れたおもてなしの空間づくりが必要

【観光・交流】

- ・近年、当麻町の大きなまちづくりのテーマ「食育」「木育」「花育」の推進により、当麻山の「くるみなの散歩道」が平成27年に整備され、また、木育拠点施設が整備されるなど、当麻町の観光・交流に関する地域資源は充実しつつあります。これらの流れを受け、既存の施設を含めた観光・交流施設を有効活用していき、旭川圏の広域観光ルートの一部として魅力的な拠点・ネットワークを形成する必要があります。

6.2. 道路・交通の課題

(1) 中心市街地、観光施設、集落などをつなぐ、移動のネットワークづくりが必要

(2) 人口減少社会・高齢化社会に対応した、コンパクトで使いやすい市街地づくりが必要

(3) 広域観光を視野に入れたおもてなしの空間づくりが必要

【道路】

- ・国道、道道、町道がそれぞれの所管で適切に整備・維持を図られてきたところですが、今後も、中心市街地の賑わい創出、観光拠点の活性化を視野にいれた、国道、道道からの来町者の誘引がなされるよう、ホスピタリティ向上に向けたソフト・ハード両面の取組が必要です。

【交通】

- ・モータリゼーションの進展を背景に、町民の多くが自家用車により生活利便性を担保しているところですが、今後の更なる高齢化を見据え、公共交通による生活利便機能の確保・充実を図る必要があります。当麻町においては市街と各地区集落市街地と結ぶ買い物支援のネットワークを整備したところですが、今後の需要増、あるいは医療・子育ての観点からもサービス・基盤の拡充を検討していく必要があります。
- ・また、公共交通とともに、高齢者の移動しやすい空間づくりとして、市街や各地区の拠点におけるバリアフリー化、歩道や歩行者用道路の確保なども必要に応じて進めていく必要があります。

6.3. 公園・その他社会基盤の課題

(1) 町民のニーズに対応し、地域資源をいかした学び・交流の場づくりが必要

(2) 人口減少社会・高齢化社会に対応した、コンパクトで使いやすい市街地づくりが必要

(3) 広域観光を視野に入れたおもてなしの空間づくりが必要

【公園・みどり】

- ・当麻町には当麻山のスポーツランドを始めとした公園・レクリエーション施設があり、平成27年に「くるみなの散歩道」が整備されるなど、エリア内の機能充実が図られています。今後も、高齢化社会の対応として「健康長寿」「子育て支援」「人づくり」の観点からこれら施設の充

実と積極的な有効活用が必要です。

【公共施設】

- ・昭和 40 年代～50 年代に建てられた公共施設が次第の老朽化していくなか、人口減少で施設利用者が減っており、将来の人口規模にあわせた公共施設の維持・更新が求められています。
- ・また、近年の本町のまちづくりの大きな柱となっている「食育」「木育」「花育」の趣旨にあわせた新たな施設の整備も行われており、広域観光を視野に入れたおもてなし空間の形成も含め、これらの有効活用が必要です。

【その他施設】

- ・上下水道などの基盤やごみ収集体制については、概ね町民の満足度も高く、引き続き適正な管理を進めていく必要があります。

6.4. まちづくりの体制等の課題

(1) 協働

- ・人口減少、特に働き手である生産年齢人口の減少により、町財政は厳しい状況が続くと考えられます。まちづくりにおいては行政のほかにも各種団体・企業・町民が参加しているところですが、今後も各主体が協力・連携しながらまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 分野横断的な取組

- ・これまでのまちづくりでは、産業や医療福祉、建設、防災、コミュニティなどそれぞれが個別に事業を進め、いわゆる「縦割り」の弊害で、各々の取組が効果的・効率的に作用しなかった部分がありました。今後は、分野横断的に連携しながら効率的・効果的にまちづくりを進めていく必要があります。

(3) 検証可能な仕組み

- ・これまでのまちづくりでは、計画に位置づけた取組を「したか・しないか」で個別に進捗を把握するケースが殆どでした。しかし今後は、分野横断による取組の推進を前提に、「どの取組が、どの目標達成につながるか」を意識してまちづくりを進める必要があります。目標については、近年達成度合いが客観的に見てわかる数値目標の導入が各方面で推奨されており、これらへの対応を織り込んだ計画検証の仕組みづくりが必要です。

7. 持続可能なまちづくりの理念・目標

7.1. 理念

当麻町の現況・動向、まちづくりをとりまく社会経済情勢を踏まえ、まちづくりの理念を設定します。

まちづくりの理念

**食育・木育・花育による“心育”と
心通わせる“つながり”の力で築く
持続可能な地域の創造**

～地域資源をいかした安全・安心で
魅力あるまち とうま～

7.2. 基本目標・基本方針、将来の地域構造

理念に基づきまちづくりを進めていく際の基本目標は、以下の通りです。

(1) 基本目標 1

地域資源を“いかす”地域づくり

豊かな自然や田園環境、優良な農産物をいかし、当麻町の魅力アップを目指します。

【基本方針】

- 既存の施設を有効活用する(空き地・空き家、空き店舗、公共施設)
- 農地の保全
- 森林の保全
- 地域特性をいかした雇用の場の創出

(2) 基本目標 2

人を“育てる”場をつくる地域づくり

子どもからお年寄りまで集まり、憩い、活躍できる場の創出、魅力的な環境のもと、子ども達の豊かな心を育むことを目指します。

【基本方針】

- 多世代交流のできる場・住まいづくり
- 地場の産業や自然に親しむ場・住まいの充実
- 子育て支援の場の充実

(3) 基本目標 3

人と場を“つなぐ”地域づくり

小さな田園のまちがもつ人づきあいや良好な地域コミュニティをベースに、生活の利便性を支えたり、町外からの交流人口を迎え入れるよう、人やサービス・基盤施設のネットワーク形成を目指します。

【基本方針】

- 町民の健康・活力を支える移動ネットワークの充実
- 来訪者と町民をつなぐ、道の駅の充実
- 駅前、中心市街地の魅力ある空間づくり
- 町内外の観光地をつなぐ、アクセス動線の整備

(4) 将来の地域構造図

- ・国道 39 号、道道愛別当麻旭川線の 2 本の広域幹線道路を主軸に、両軸の間に位置する市街地を道道当麻比布線で連絡します。
- ・広域交通の結節点には道の駅、木育拠点施設、スポーツランド等が立地し、内外の観光・交流・レクリエーション利用に供するとともに、市街への観光客の誘引する役割を担います。
- ・中心市街地は当麻の顔となる駅前を中心に魅力のある店舗や街並みを形成し、また、子どもからお年寄りまで多くの町民・観光客が訪れ、賑わう空間となっています。
- ・とうま山のスポーツ・レクリエーション拠点は、福祉拠点や木育拠点施設などの立地のほか、旭山動物園からの観光客が訪れるサービス機能が道道沿道に立地し、「道の駅とうま」に続く新たな交流拠点を形成しています。
- ・道の駅とうまは、農産物のブランド化を背景にさらなる特産物・直売所の機能を充実させ、町への誘客に貢献しています。また、周辺の国道沿道（農工団地含む）には店舗や企業の立地が一定程度進み、地域の雇用環境改善に寄与しています。
- ・伊香牛、宇園別、開明などの地区集落は、地域のコミュニティ施設や一定の生活利便機能が確保されています。また、中心市街地との公共交通ネットワークが充実し、高齢になっても暮らしやすい環境となっています。
- ・市街地周囲の農地は、北海道一の品質を誇る「当麻米」を生産する重要な産業基盤であり、適正に農地環境が保全されています。また、農と食に身近にふれる場や都市と農村との交流を促すが増え、町民や来訪者が当麻町の農業と食に愛着をもって暮らしています。
- ・当麻の森林は、生産性の高い林業・木材生産を支える基盤として良好に保全されています。

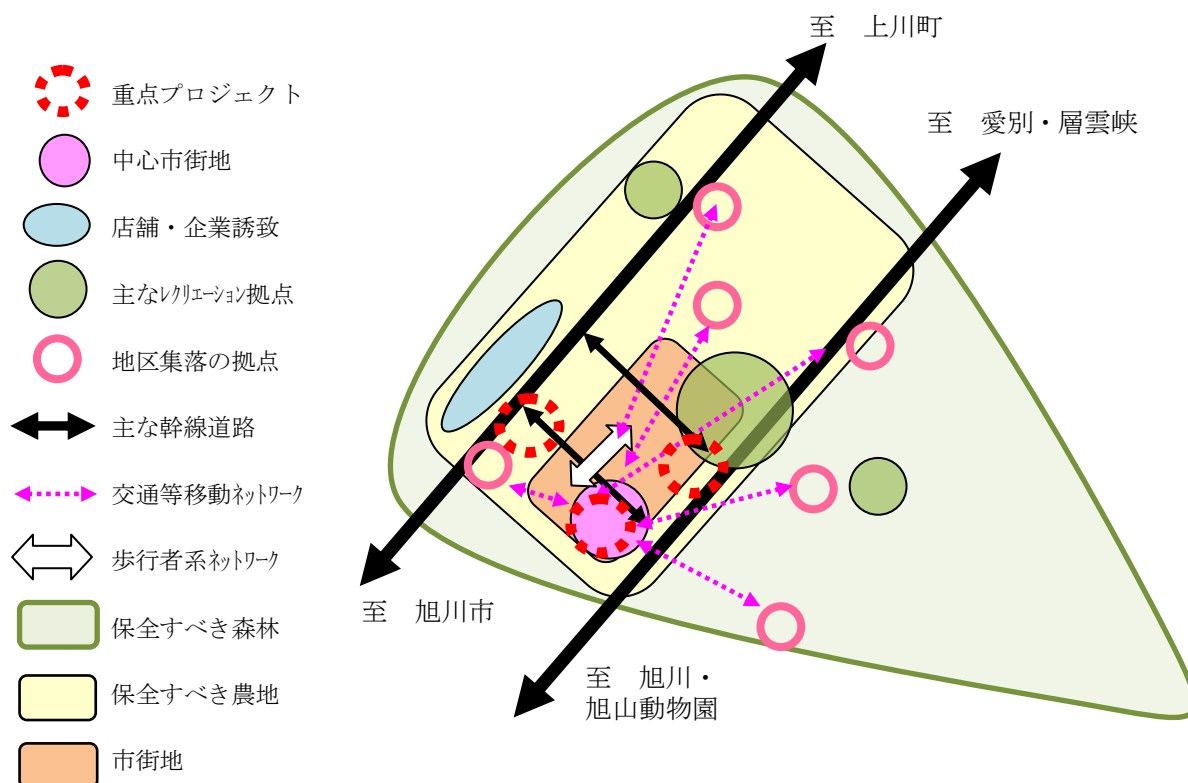


図 当麻町のまちづくりの将来構造図

8. 分野別の土地利用・住環境の整備・維持・活用方針

8.1. 土地利用

(1) 土地利用区分の範囲

- ・町の行政区域を形成する土地利用のうち、森林は、既存の国有林、民有林等、農地は、農振法による農用地区域等をその範囲と定義します。
- ・市街地については、農地内に碁盤目状に区切られた範囲のうち、概ね以下の範囲とします。

- 北は二丁目道路、東はとうまスポーツランド、南は道道愛別当麻旭川線、西は三条道路、に囲まれた範囲を基本とします。
- 交流人口の誘引に資する道道愛別当麻旭川線は、沿道部分も含めて必要に応じて土地利用を検討します。
- 六条道路と五条道路の間の当麻川以西（5条東2丁目）は、従前は住宅地の開発が位置づけられていましたが、人口減少への対応とコンパクトで効率的なまちづくりを進める観点から、当面「農地保全ゾーン」として宅地の開発は見送るものとします。

(2) 山林・農地

① 保全すべき山林

- ・町の面積の65%を占める森林においては、町産材の地材地消を推進し、林業を成長させていく観点から、持続可能な資源とされる森林資源の保全を図るため、森林施業の適切な実施や作業路網の改良などを行います。また、地域の環境を学び、親しむため、木育推進拠点施設などと連携し、森林散策や自然体験の場としての利用を検討します。

② 保全すべき農地

- ・農業は当麻町の基幹産業であり、産地の維持・発展を続けていくため、引き続き農地の保全を図ります。

(3) 住宅地

【基本的な考え方】

- ・面的な住宅地の広がり、市街及び、地区集落の市街地を対象とします。
- ・豊かな自然と田園環境が身近にあるゆとりある住宅地環境の形成を基本とし、上下水道の供給処理施設、ごみの収集や除排雪の体制が整った住環境を整備します。
- ・また、住宅においては高齢になっても住みやすく、地域の木材を利用した住宅、断熱性能に優れた環境にも配慮した住宅、太陽光発電など再生可能エネルギーなどを取り入れた住宅づくりを促進します。
- ・集落市街地の住宅地の方針は、基本的に市街の一般住宅地の方針に準じるものとし、これに加え、各地区の施設の立地特性に応じ、業務施設や公共施設と連携したコンパクトで暮らしやすい住宅地の形成を図ります。

【市街における具体的方針】

①一般住宅ゾーン

- ・戸建住宅及び低層の集合住宅を中心に、地域の生活に必要な店舗・サービス施設（店舗併用住宅や単独店舗含む）の立地をバランスよく誘導します。
- ・良好な住環境の維持・形成にあたっては、町内会を通じた住民との連携により、環境美化、安全性の確保に努めます。
- ・当町の充実した子育て支援環境とあわせ、身近に遊べる公園・広場の整備、コミュニティの充実により、子育てしやすい住環境を形成・PRします。
- ・人口減少に伴う空き家問題については、「空き家対策特別措置法」に基づき実態把握を行い、住環境を損ねる恐れのある物件に対しては、適切な対策を講じます。

＜開発保留ゾーン（住居系）について＞

- ・市街地の西部縁辺部及び当麻川以西は、中心市街地の商業ゾーンや役場のある公共施設ゾーンが近接しており道路ネットワーク上も既存の住宅地とそん色ない環境にあることから、以前より住宅地の開発保留のゾーンとして位置づけられてきましたが、現在まで一部をのぞいて宅地開発はされておらず、農地として利用が継続されているなどの状況です。
- ・今後、当麻町の人口は更に減少する見通しであることを考慮すると、住宅地を広げることが難しいと推測されますが、昨今の広域的な観光交流の人の流れの変化、地方創生関連の移住・定住施策、雇用環境創出の施策効果により、宅地供給の新たなニーズが発生した場合には、市街地内の空き地・空き家活用と併せて、開発保留ゾーン内での宅地供給を検討します。

②商業ゾーン、業務ゾーン（住宅混在）

- ・地域の生活に必要な店舗・サービス施設が立地する利便性の高いエリアとしてまちなか居住の推進に資する、集合住宅などの居住の誘導も適宜行います。
- ・集まって暮らすことのメリットを生かし、公営住宅の建設、さらには子育て世帯や若者も暮らし、様々な世代が交流できるコミュニティづくりを検討します。

③農地保全ゾーン

- ・5条東2丁目の五条道路を除くエリアは、農地としての土地利用が継続されています。前述の「開発保留ゾーン」と比べて公共施設や中心市街地からやや離れていることから、開発の優先度を下げ、引き続き農地として保全することとします。



公営住宅駅前団地

(4) 商業・業務地、工業地

【基本的な考え方】

- ・商業ゾーン、業務ゾーンでは賑わい創出のために、商店街活性化の取組を行う一方、まちなか居住の誘導、空店舗の活用、来訪者へのおもてなし空間の創出を積極的に行います。
- ・工業地においては、市街での林業、木工業の振興に資する土地利用の充実と国道沿道等への企業進出を促進し、雇用の創出・確保を図ります。

【市街における具体的方針】

①商業ゾーン（住宅混在）

- ・地域の生活に必要な店舗・サービス施設（店舗併用住宅や単独店舗含む）の立地を誘導します。また、車に過度に頼らず歩いて暮らせるエリアとしてまちなか居住の推進に資する、集合住宅などの居住の誘導も適宜行います。
- ・商店街・当麻駅前の飲食・サービスを中心としたエリアでは、空き地・空き店舗を活用した起業支援、花づくりや美化などを積極的に図り、魅力とにぎわいのある市街地空間の形成に努めます。

②業務ゾーン

- ・業務施設や商業・サービス施設、住宅が共存したエリアとして住環境の維持・形成を図ります。

③工業ゾーン

- ・当麻駅裏側の製材工場周辺は、物流インフラでもある JR 線の有効活用のもと、当麻町の林業、雇用の確保、木育のまちづくりを下支えする産業エリアとして位置づけ、操業環境の確保と周辺の住環境との調和に努めます。

【個別拠点の方針】

①道の駅とうま及び周辺

- ・旭川からの国道通過客の休憩・憩いの拠点、及び物産館での「当麻米」や「でんすけすいか」といったブランド農産物の発信拠点として、さらなる発信力の強化、飲食をはじめとするサービス機能の強化を図ります。
- ・国道を挟んでコンビニエンスストア、道道を挟んでホームセンター及び福祉施設が立地しており、観光客のみならず、内外の様々な人が集まる拠点として、各事業者との連携のもと、利用環境の更なる向上に努めます。
- ・道の駅が立地する国道と道道の交差点は、当麻市街へつながるアクセス動線として、市街への交流人口の誘引を図るため、案内サインの工夫や、道の駅での情報発信の充実に努めます。

②農工団地

- ・以前より農工団地として開発構想が位置づけられていた宇園別地区の国道 39 号北側においては、地方経済の長期的な低迷から分譲が進まない状況でした。

- ・しかし、昨今の地方創生の流れや、町民アンケートの意見からの地域での雇用創出の社会的要請、さらには町内の国道沿いに全国チェーンのホームセンターが進出しているなど、当町への企業進出の機運が高まっていることを鑑み、農工団地への企業誘致への取組を再加速させていくものとします。



道の駅とうま

8.2. 道路・交通

(1) 基本的な考え方

①道路

- ・国道、道道、町道の既存の幹線道路は、町外と町内、市街と観光拠点、地区集落と市街をそれぞれネットワークする動線として重要であり、引き続き各管理者において、除雪等の維持管理、改良舗装等の整備を働きかけていきます。
- ・中心市街地や各地区の生活拠点、観光・レクリエーション拠点においては、観光・交流人口の増大を視野に入れ、来訪者に対してホスピタリティをもった沿道空間づくり（案内・サイン、花づくり等）を適宜進めていきます。また、高齢化対応を視野に入れ、バリアフリーに配慮した歩きやすい歩道空間の整備などを進めます。
- ・また、町民の健康・活力を支える移動ネットワークの充実を図るため、中心市街地ととうま山のスポーツ・レクリエーションゾーンを繋ぐ動線については、三丁目道路を主な連絡軸として位置づけ、歩行空間の改善などに努めるとともに、幹線道路の安全確保を図ります。

②交通

- ・既存の路線バスや JR 線の運行体制を、事業者との協議のもと、将来にわたり確保していきます。
- ・買物・医療機関の利用など、生活上の移動に必要な、バス等の公共交通網の充実に努めます。

(2) まちづくりの方針

①高規格幹線道路

- ・旭川紋別自動車道を位置づけます。

②主要幹線道路

- ・旭川からオホーツク方面をつなぐ大動脈である国道 39 号を位置づけ、当麻町における旭川方面から人を呼び込む主要動線として整備・維持管理を行います。

③幹線道路

- ・道道比布当麻線、道道愛別当麻旭川線、道道当麻上川線、道道豊田当麻線、七条道路を位置づけます。
- ・道道当麻比布線は、旭川空港と国道 39 号、道の駅、市街の役場等公共施設ゾーン及び中心市街地をつなぐ幹線道路として、適切に整備・維持管理を働きかけます。
- ・道道愛別当麻旭川線は、近年旭山動物園（旭川市）から愛別町・層雲峡（上川町）をつなぐ広域的な周遊ルートの一部として通行客が増大していることを鑑み、円滑な通行のための整備に向け道に働きかけます。とくに、市街エリアにおいては、沿道サービスゾーン、既存の福祉拠点ゾーンといった当麻町の拠点的なまちづくりと連動し、歩行者・自転車の安全確保、高齢者や障がい者も移動しやすい適正な道路空間とするよう要請します。
- ・道道当麻上川線、道道豊田当麻線は、町内において市街地区と地区集落や当麻鐘乳洞・グリーンパークといった観光・レクリエーション施設とをネットワークする動線として、生活・交流機能の確保に資するよう適正に整備・維持管理を働きかけます。とくに地区集落や観光・

レクリエーション施設付近では、歩きやすい環境となるよう、バリアフリー等にも配慮した空間づくりを要請します。

④補助幹線道路

- ・市街の二丁目道路、三丁目道路、五条道路、六条道路、道道当麻停車場線を位置づけます。
- ・市街の骨格をなす幹線道路を補完する動線として、良好な移動環境を確保すべく適正に整備・維持管理を行います。
- ・三丁目道路、六条道路は、商業ゾーン（中心市街地）・公共施設ゾーンと福祉拠点ゾーン・スポーツレクリエーションゾーンをつなぐ歩行者ネットワーク空間の維持・創出を図ります。
- ・道道当麻停車場線は、JR 当麻駅前のシンボル空間として、歩行者の移動と良好な景観に配慮した道路空間整備について要請します。

⑤鉄道（JR 線）

- ・今後も人・ものを運ぶインフラとして存続を位置づけるとともに、駅前広場については中心市街地の賑わい向上に資するよう、適正な利活用を図ります。

⑥広域レクリエーションネットワーク（幹線）

- ・スポーツ・レクリエーションゾーンと福祉拠点ゾーンを起点とした、七条道路から道道当麻比布線及び当麻鐘乳洞につながる路線と道道愛別当麻旭川線については、広域的な観光・交流を促すネットワーク軸と位置づけ、歩行者・自転車の安全な移動及び高齢者・障がい者等への利用に配慮した道路空間の整備・維持管理について要請します。

⑦日常的歩行者系ネットワーク（幹線・補助幹線）

- ・主に市街地内の補助幹線道路や当麻川沿いにおいて、広域レクリエーションネットワークを補完するかたちで歩行者系ネットワークを位置づけ、歩道の整備・改善などを図ります。
- ・河川改修が計画されている当麻川では、改修にあわせ歩行者の移動空間を確保し、町民の散歩等健康増進への利用や、市街地内移動のネットワークを形成する一部として位置づけます。

⑧公共交通網

- ・今後も高齢化が進むことを鑑み、現状の路線バス網の維持を図るほか、必要に応じて生活利便サービスの支援策（買い物・通院等）を補完する移動サービス（コミュニティバス、デマンドバスなど）を検討していきます。

8.3. 公園・その他社会基盤

(1) 公園・レクリエーション施設

【基本的な考え方】

- ・町民の健康増進の場、子ども達の健やかな心と身体を育む場として、公園・レクリエーション施設の充実と利活用の促進を図ります。
- ・旭山動物園を中心とする、旭川圏の広域周遊観光の新たな人の流れに対応すべく、道道愛別当麻旭川線沿道に既存の拠点機能に新たな機能を付加した、新たな交流拠点の形成を図ります。
- ・既存の観光・交流拠点の機能・環境の維持と、新たな観光・交流ネットワークへの組み込みを図ります。

【個別拠点の方針】

①スポーツ・レクリエーション拠点（スポーツランドとうま）

- ・平成27年に完成した「くるみなの庭」「くるみなの散歩道」をはじめ、スポーツランド、パピヨンシャトー、キャンプ場、町営スキー場などを擁するスポーツ・レクリエーションゾーンにおいては、近接する福祉ゾーンや木育推進拠点施設との連携を図るべく、施設間の動線等利用環境の向上を図ります。
- ・また、旭山動物園からの通過観光客を交流客として取り込むため、道道愛別当麻旭川線沿道に沿道サービス施設（休憩・物販・飲食等）を設置し、立ち寄り機能の強化を図ります。

②鐘乳洞・グリーンパーク

- ・当麻鐘乳洞は、他にはない希少な観光資源で蟠龍伝説の舞台となっており、アクセスも含めた施設の利用環境の維持・向上に努めます。
- ・周辺のグリーンパークの自然と触れ合える環境を保全します。

③スカイスports拠点（グライダー飛行場周辺）

- ・毎年7月にスカイスportsフェスタが開催されるスカイスportsの拠点であり、管理者（(社)北海道スカイスports協会）との連携により利用環境の維持・向上を図ります。

(2) 公共施設等

【基本的な考え方】

- ・「当麻町公共施設等総合管理計画」と連携・整合して、更新時期が近くなった公共施設から順次更新を行い、公共施設の管理規模の適正化を図ります。
- ・各施設の立地状況に応じ、隣接・近接する施設との連携が図れるよう、歩行含めたネットワーク動線、アクセス環境、広場・憩いの空間づくりに配慮します。
- ・公営住宅法に基づく町営住宅団地については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、まちなか居住に資する団地の移転建替えを進めるとともに、地区集落においては、地区のコミュニティ維持、産業の担い手確保の観点から適正な戸数を管理していきます。
- ・各施設の更新・整備においては、町産材の活用を念頭に置きながら進めます。

【市街における具体的方針】

①公共施設ゾーン

- ・役場と公民館「まとまーる」、スポーツセンターなど公共施設の集まるエリアは、町の行政・文化・インドアスポーツの中心として、近接する町民プール、子育て総合センター、幼稚園、田んぼの学校など各施設との連携を図れるよう、自動車利用や歩行者利用に配慮した動線、敷地内の憩い空間の創出などの環境づくりに努めます。
- ・当麻町役場は施設の老朽化に伴い建替えを図ります。公共施設の更新にあたっては、「公共施設等総合管理計画」に基づき、他の行政サービス施設の連携等も考慮しながら、人口やニーズにあった規模の適正化を図ります。

②教育ゾーン

- ・当麻小学校と隣接する当麻保育園においては、小さな子どもが安全に過ごせる交通環境の確保とコミュニティによる見守り安全の確保を、地域と連携しながら進めます。
- ・当麻中学校においては、生徒の安全確保のための環境づくりはもちろん、周辺の福祉施設、木育推進拠点施設、スポーツレクリエーション施設の連携・活用を図り、子ども達が生き活きと活動できる場をつくれます。

(3) 上下水道施設等

【基本的な考え方】

- ・上水道のインフラ施設については、安全・安心な水の確保のため、緑豊かな自然環境の保全による農業用水、上水道の水資源の確保に努めます。また水の安定供給のため、引き続き適正な維持管理・運営を進めるとともに、「公共施設等総合管理計画」及びそれらの個別計画との連携・整合により適正に老朽管の更新・長寿命化を図っていきます。
- ・下水道のインフラ施設については、効率的な管理運営を図るため、下水道管渠長寿命化計画に基づき取り組んでいきます。下水道区域外では合併処理浄化槽の設置を促進します。

(4) その他施設

【基本的な考え方】

- ・上記以外のインフラについては、それぞれの役割に応じ、周辺環境との調和、利用環境の維持・向上を図ります。
- ・橋梁においては、「当麻町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき日常的な維持管理を図るとともに、予防的な修繕の実施を徹底することにより、大規模修繕・架替費用等の高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

【市街における具体的方針】

①墓園公園ゾーン

- ・墓地については、葬斎場と一体的なエリアとして現在の環境を保持し、引き続き利用してい

きます。

②寺社ゾーン

- ・町内の神社やお寺は、町民の信仰の拠り所として、管理者、地域住民との連携のもと敷地内及び周辺の緑地の保全を図るとともに、エリア周辺においては環境を損なわないよう開発に配慮します。

③エネルギー拠点ゾーン

- ・墓地及び変電所近辺の、二丁目道路と七条道路の交差点付近には、民間の太陽光発電施設が立地しており、エネルギー拠点ゾーンとして位置づけ、施設の整備を促進します。

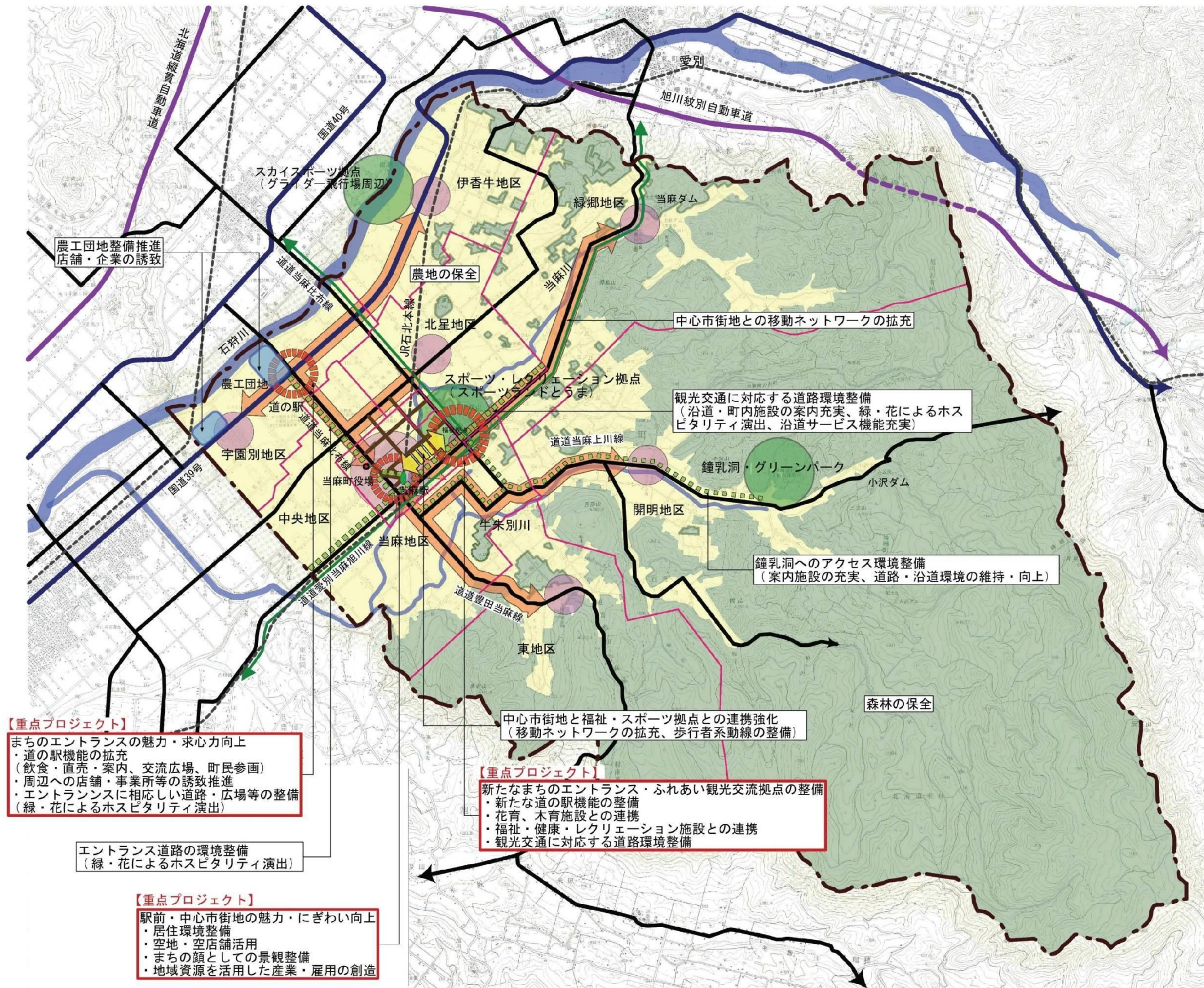


くるみなの散歩道

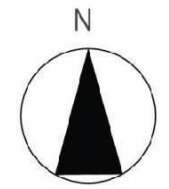


公民館まともーる

8.4. まちづくり方針図（全町）



当麻町まちづくり方針（全町）



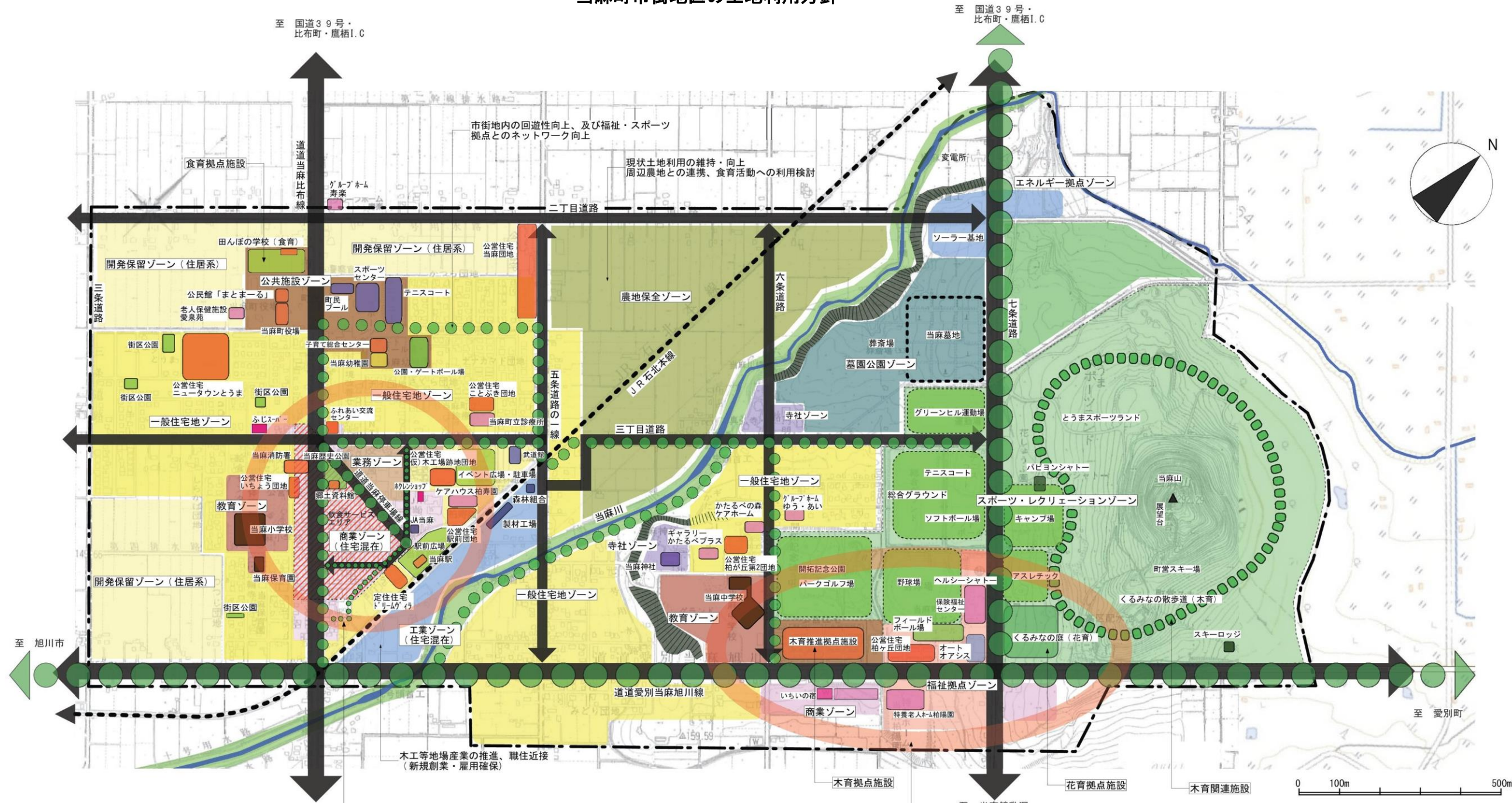
凡例

- 保全すべき山林
- 保全すべき農地
- 市街地・集落市街地
- 公園・レクリエーション拠点
- 高規格幹線道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 河川
- 行政区域
- 重点プロジェクト
- 移動ネットワーク拡充
(医療・福祉、買物目的のバス等)
- 広域レクリエーション幹線
- 道路環境整備

0 1000 2000 3000

8.5. まちづくり方針図（市街地区）

当麻町市街地区の土地利用方針



【重点プロジェクト】
駅前・中心市街地の魅力・にぎわい向上
 ⇒当麻町の「まちの顔」にふさわしい駅前・市街地景観整備（駅前広場・道路の緑の拡充、花によるホスピタリティ演出）
 ⇒まち中居住の推進（公営住宅の整備推進、空家バンクの活用等）
 ⇒空地・空き店舗の活用推進（イベント交流広場・駐車場として活用、地域資源を活用した新規企業の誘致推進、店舗創業支援、町民交流サロン等）
 ⇒バリアフリー環境の整備推進（高齢者・障害者の移動円滑化の推進）

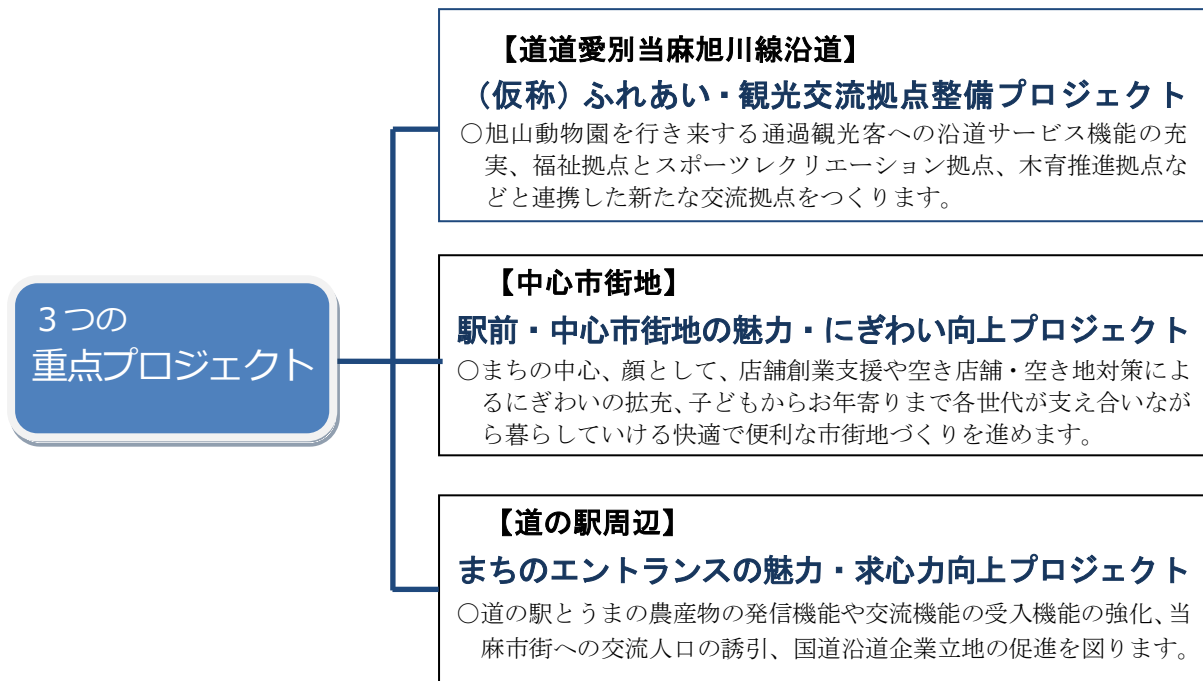
【重点プロジェクト】
ふれあい・観光交流拠点の整備・推進
 ⇒新たなまちエントランスとして道の駅機能の整備（道利用観光客の取り込み）
 特産品等直売所、トイレ・駐車場の充実、地域情報・観光案内
 周辺施設との連携（ヘルシーシャワーでの休憩・温泉、くるみなの庭、パビヨンシャワー等）
 ⇒道道愛別当麻旭川線の歩行空間の充実、ホスピタリティに満ちた道路景観、沿道サービス機能の充実
 ⇒花育・木育施設による交流促進（木育推進拠点施設やくるみなの庭での体験・イベント等の開催等）
 ⇒福祉拠点機能の拡充（ヘルシーシャワーの活用推進、多世代交流、木育・花育施設・軽スポーツ施設との連携）
 ⇒スポーツ・レクリエーション施設の活用推進（既存施設の維持・活用、イベント・大会等の情報提供）

凡例

土地利用			道路等				
	一般住宅地ゾーン		農地保全ゾーン		幹線道路		広域レクリエーションネットワーク（幹線）
	商業ゾーン（住宅混在）		スポーツ・レクリエーションゾーン		補助幹線道路		日常的歩行者系ネットワーク（幹線）
	業務ゾーン		墓園公園ゾーン		鉄道		日常的歩行者系ネットワーク（補助幹線）
	工業ゾーン		寺社ゾーン		福祉拠点ゾーン		

9. 重点プロジェクト

今後 20 年の当麻町のまちづくりの力点として位置づけられ、重点的に行うプロジェクトは、以下の 3 つとします。



9.1. (仮称) ふれあい・観光交流拠点整備プロジェクト

(1) 基本的な考え方

- ・近年、旭山動物園の利用者の多くが道道愛別当麻旭川線沿道を通り、沿道のフィールドボール場や公衆トイレを利用することから、これらの通過客に立ち寄ってもらうために沿道サービス機能を充実させます。
- ・とうまスポーツランドなど既存のスポーツ・レクリエーションゾーンやヘルシーシャトルや特別養護老人ホーム、保健福祉センターなど福祉拠点ゾーンといった既存機能の連携に加え、平成 28 年度に開設が予定されている木育推進拠点施設、平成 27 年新たに完成したくるみなの庭（花育推進拠点）、くるみなの散歩道とも連携を図り、一大交流拠点エリアの形成を目指します。

(2) 整備・活用の方針

① 新たな道の駅機能の整備

- ・道道利用観光客の取り込みを図るため、沿道に、新たなまちのエントランスとしての道の駅的な施設を整備します。内容としては、特産品等の直売所、トイレ・駐車場の充実、地域情報の提供や観光案内ができる沿道サービス機能を想定します。
- ・道の駅的な機能の整備においては、周辺施設との連携（ヘルシーシャトルでの休憩、くる

みなの庭、パピヨンシャトー等)に配慮し、整備場所や動線等にも配慮します。

②花育・木育施設との連携

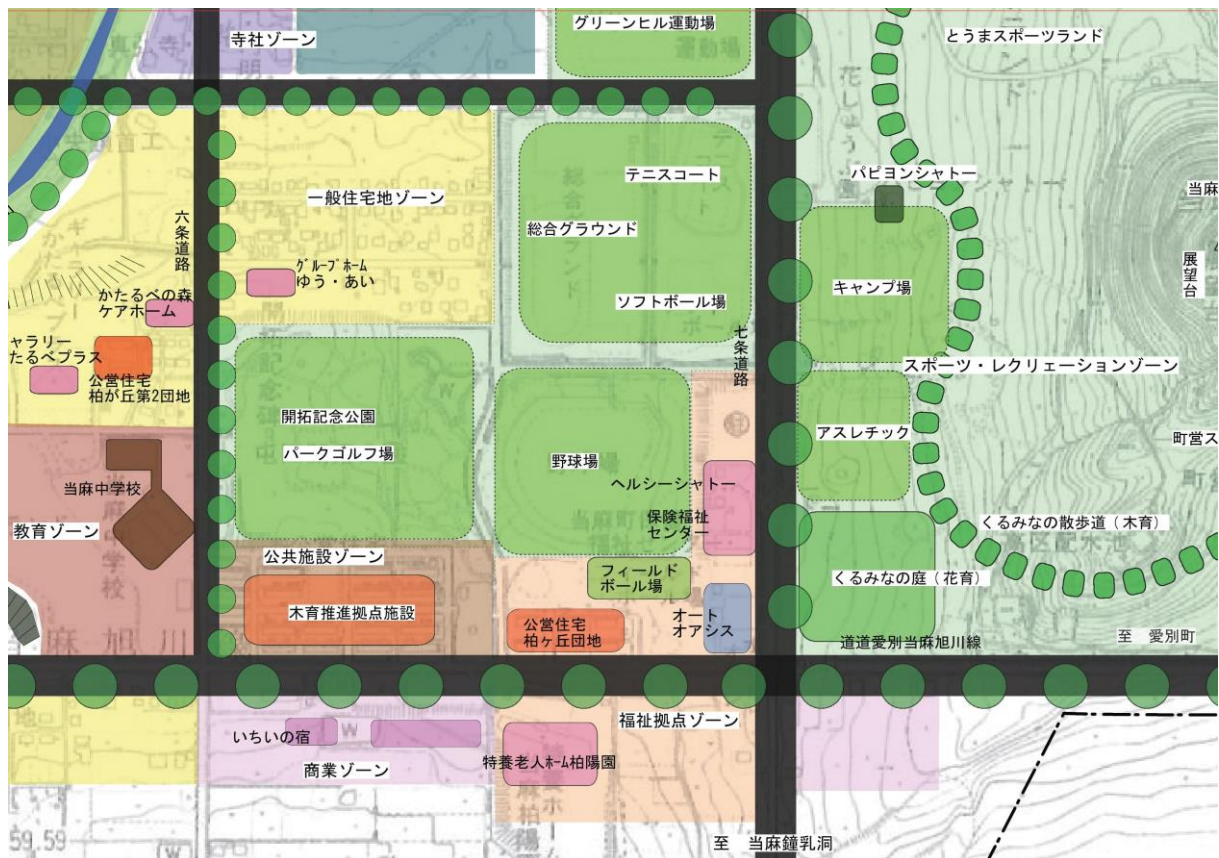
- ・木育推進拠点施設及びくるみなの庭（花育推進拠点）において、体験・イベント等の開催による交流推進を図ります。

③福祉・健康・レクリエーション施設との連携

- ・ヘルシーシャトーの活用推進、木育・花育施設、軽スポーツ施設との連携など、保健・福祉拠点機能の拡充を図ります。
- ・既存施設の維持・活用、イベント・大会等の情報提供などにより、スポーツ・レクリエーション施設の活用促進を図ります。

④観光交通に対応する道路環境整備

- ・道道愛別当麻旭川線において、歩行者空間の充実、ホスピタリティに満ちた道路景観、沿道サービス機能の充実を図ります。



凡例

	一般住宅地ゾーン		幹線道路
	沿道サービスゾーン		補助幹線道路
	福祉施設ゾーン		広域レクリエーションネットワーク(幹線)
	公共施設ゾーン		日常的歩行者系ネットワーク(幹線)
	スポーツ・レクリエーションゾーン		日常的歩行者系ネットワーク(補助幹線)

図 ふれあい・観光交流拠点整備プロジェクト

9.2. 駅前・中心市街地の魅力・にぎわい向上プロジェクト

(1) 基本的な考え方

- ・ 基本的な施策として、にぎわいの拡充、子どもからお年寄りまで各世代が支え合いながら暮らしていける快適で便利な市街地づくりを進めます。
- ・ 空き地・空き家対策については、「空き家対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年 11 月施行）に基づき、実態把握と対策に関する計画づくりを進めます。

(2) 整備・活用の方針

① 居住環境の整備

- ・ まちなか居住のさらなる推進を図るため、(仮) 木工場跡地団地への公営住宅の建設推進、空家バンクの活用等を図ります。
- ・ 高齢者・障がい者の移動円滑化を図るため、バリアフリー環境を整備します。

② まちの顔としての景観整備

- ・ 商業ゾーンにおける賑わい向上のため、駅前広場・道路の緑の拡充、花によるホスピタリティの演出を図ります。

③ 空き地・空き店舗の活用、及び地域資源を活用した産業・雇用の創造

- ・ 空き地・空き家活用の方策として、イベント交流広場・駐車場としての活用、地域資源を活用した新規企業の誘致推進、店舗の創業支援、町民交流サロン等への活用を図ります。

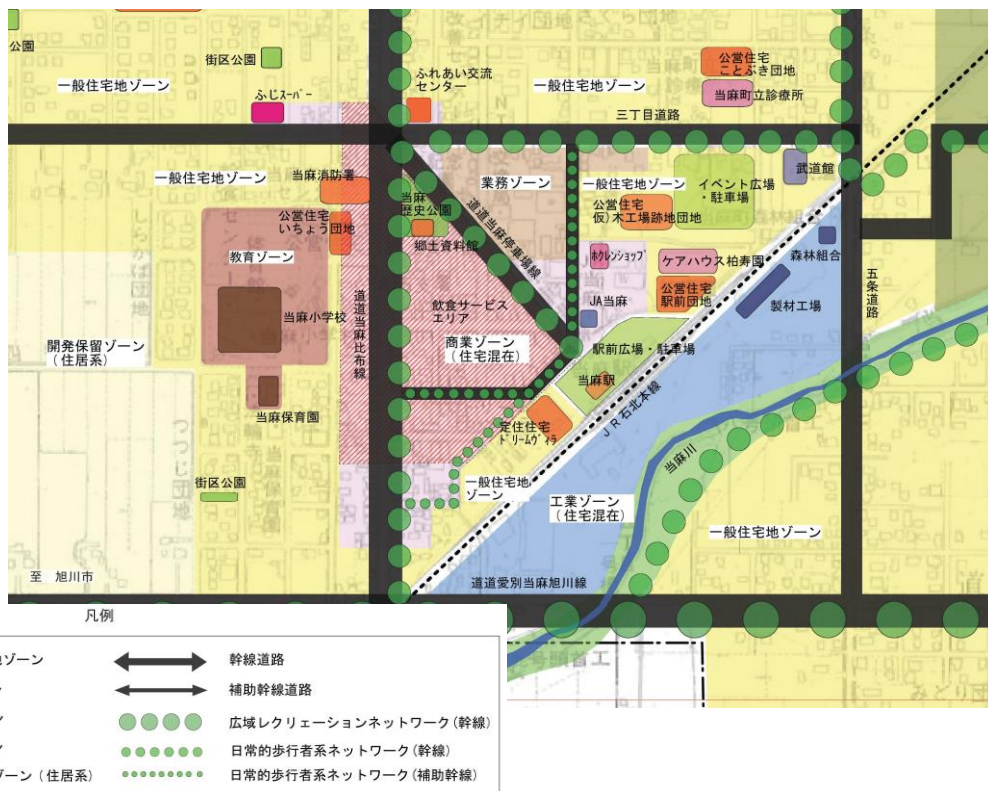


図 駅前・中心市街地の魅力・にぎわい向上プロジェクト

9.3. 【道の駅周辺】まちのエントランスの魅力・求心力向上プロジェクト

(1) 基本的な考え方

- ・道の駅とうまは、平成10年の開設以降、当麻町の優れた農産物（当麻米、でんすけすいかなど）の発信・ブランド力強化に寄与しており、今後、その発信力や交流人口の受入機能を拡充していきます。
- ・また、道の駅向かいに商業店舗が出店することから、拠点性を増す本エリアにおいて、当麻市街への交流人口の誘引と、国道沿道への企業立地のさらなる促進を目指します。

(2) 整備・活用の方針

①道の駅機能の拡充

- ・飲食・直売・案内の機能を拡充していくとともに、立ち寄りやすくするよう、修景や広場などの設えに配慮して整備を進めます。
- ・検討にあたっては、町民の参画を重視し、町民ぐるみで当麻の魅力を発信できる体制を構築します。

②周辺への店舗・事業所等の誘致推進

- ・道の駅周辺の活性化を呼び水に、国道39号沿いの農工団地をはじめ、周辺への店舗や事業所の誘致をより一層推進していきます。

③まちのエントランスにふさわしい道路・広場などの整備

- ・緑・花などによる、ホスピタリティの演出をするとともに、来訪者に当麻市街へ立ち寄ってもらうための、情報発信や案内サインの工夫などを行います。

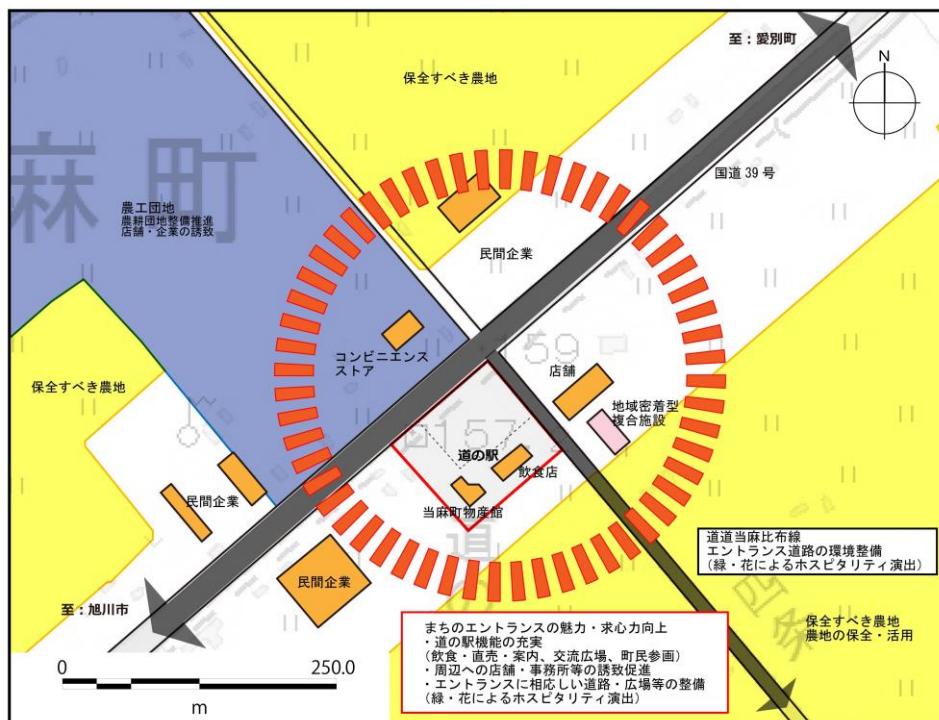


図 まちのエントランスの魅力・求心力向上プロジェクト

10.実現に向けた課題・方策の検討

10.1. 庁内横断的な検討体制

- ・本計画が定める各種の取組、方針が対象とする範囲は、市街地内の住宅地、商業地、道路、公園といったハード面ばかりでなく、生活利便や福祉、観光、企業誘致などのソフトな内容も関連しており、これらを総合的に取り組むために、庁内の分野横断的な体制が必要です。

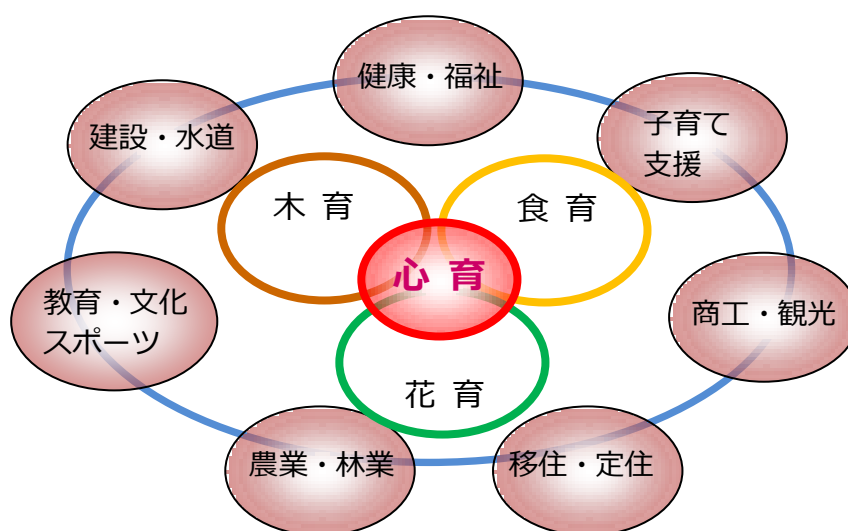


図 当麻町における、庁内横断体制のイメージ

10.2. 事業化に向けた個別計画の検討

- ・本計画を推進していくためには、土地利用や施設整備により具体的な計画を作成し、設計・工事へと進める必要があります。
- ・これらの個別計画は、本町のまちづくりの考え方に合致しているか、他分野の施策と連携し効果的に進める工夫がなされているかなど、常に総合計画、本計画及び関連計画と整合を図られているかをチェックしながら作成します。
- ・また、計画策定にあたっては、必要に応じて町民の意見やアイデアを収集し、計画内容に適宜反映させていきます。

10.3. 町民意見の反映とまちづくりへの参加

- ・「食育」「木育」「花育」、そして「心」を育む取組や活動を通じて、町民のまちづくりへ参画を促します。地域資源を生かしたまちづくりは、魅力的で住よい環境を作り出し、「食育」「木育」「花育」にもつながっていきます。このように環境を良くすることと人づくりが互いに作用し、好循環を生み出すことで、持続可能な地域の形成を目指します。
- ・とくに重点プロジェクトである「（仮称）ふれあい・観光交流拠点整備プロジェクト」「駅前・中心市街地の魅力・にぎわい向上プロジェクト」「まちのエントランスの魅力・求心力向上プロジェクト」においては暮らしやすさと来訪者へのホスピタリティを具体化する場所として、町民のアイディア・意見などを結集し、よりよいまちづくりを進めていきます。

10.4. 計画の検証・見直し

- ・計画を着実に推進していくために、個別の計画や施策において数値目標あるいはKPI（重要業績評価指標）を設定し、計画推進の節目ごとに目標の達成度を計り進捗管理を行います。目標が達成されている場合、されていない場合両方においてその要因や課題を明らかにし、施策内容の改善や設定目標の変更などを検討し、次の施策展開に生かします。
- ・このような一連の運用をPDCAサイクルといいます。
 - Pは Plan（計画）
 - Dは Do（実行）
 - Cは Check（評価）
 - Aは Action（改善）この4段階のサイクルを繰り返すことによって、計画推進を継続的に改善していきます。
- ・数値目標やKPI（重要業績評価指数）は、施策の効果を的確に検証できるもので、なおかつ、検証が容易にできるものとします。
- ・本計画は概ね20年を見据えた中長期的な計画ですが、社会・経済情勢の変化あるいは関連する計画の変更などにより、計画内容が実情にそぐわなくなる場合には、主に中間時（10年）をめぐりに、見直しを検討するものとします。

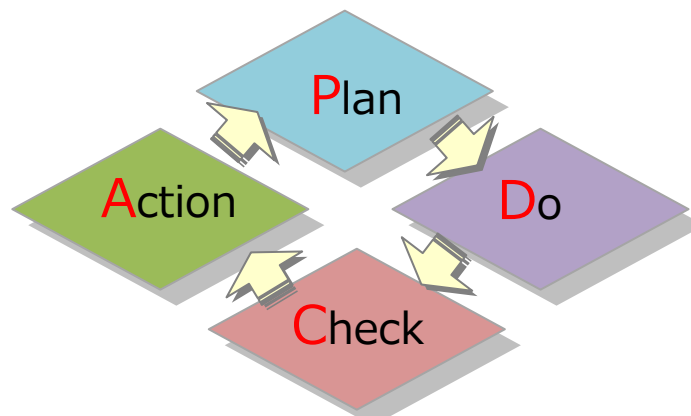


図 PDCAサイクルのイメージ